地域で一番“ありがとう”
と言われるコミュニティバンクへ

DISCLOSURE 2019

［ディスクロージャー］誌　米子信用金庫の現況

幸せはこぶマイバンク
よなごしんきん

https://www.yonagoshinkin.co.jp

YONAGO SHINKIN 2019

DISCLOSURE 2019

［ディスクロージャー］誌　米子信用金庫の現況

幸せはこぶマイバンク
よなごしんきん

この街と笑顔の未来へ

DISCLOSURE 2019

This is the place for us to be relaxed. We love this town to feel relieved.

ごあいさつ

皆さま方には、平素より私ども米子信用金庫に格別のご愛顧とご支援を賜り、誠にありがたくお礼申し上げます。

平成30年度の我が国経済は、外需の主導によって景気は緩やかな回復を続けてはいるものの、米中貿易摩擦によって国内企業の輸出に影響がみられるなど、今後の行方には注視が必要であります。当地においては、個人消費などに力強さが欠け、また全国に比べて人手不足感が強いなど、先行き不透明な状況にあります。

このような環境下、平成30年度は新中期経営計画“地域☆未来☆共創”～地域活力を共に創造する～を策定し、『地域で一番“ありがとう”と言われるコミュニティバンク』を目指すべき姿に掲げて活動してまいりました。

事業者の皆さまの課題解決をサポートするため、ファンドを活用した成長支援や、産官金一体となったマッチング商談会を活用した鳥取県西部地域の6次産業化支援などを実施しました。また外部機関とも連携を図りながら、M&Aや事業承継支援の他、経営改善支援にも取り組んでまいりました。さらには地域のお客さまとお客さまをつなぐ企画として、山陰の素敵なお店を紹介する地域情報発信活動「よなっ子通信」の運用も開始し、これまでに7回の発行を数えるに至っております。この他にも地域社会、地域文化、スポーツ振興へ貢献できるよう、活動してまいりました。

その結果、低金利環境が続く厳しい経営環境ではありましたが、業務純益は88百万円、経常利益は115百万円、当期純利益は105百万円を計上することができました。

『地域で一番“ありがとう”と言われるコミュニティバンク』を目指し、お客さまと一緒になって地域・お客さまの課題解決に取り組み、地域活力の創造に貢献していく所存でございます。今後ともご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年7月

理事長 青砥 隆志

基本方針

私達は協同組織の理念に基き、
地域社会の経済発展に寄与して、
豊かな住みよい郷土の建設に尽し、
大衆より愛される
金庫になることを期する。

経営方針

1. 地域とともに、
   未来づくりに貢献します
1. 健全経営により、
   地域から信頼される金庫にします
1. 働きがいのある職場を実現します

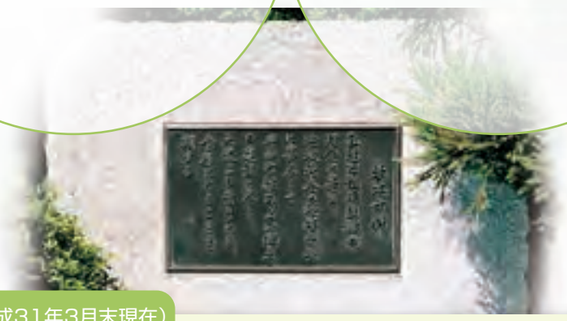

金庫概要（平成31年3月末現在）

■ 所在地	鳥取県米子市東福原2丁目5-1	■ 会員数	16,001名
■ 設立	大正11年12月2日	■ 店舗数	15カ店
■ 出資金	2,490百万円	■ 預金残高	182,232百万円
		■ 貸出金残高	107,319百万円

主要な事業の内容

1. 預金業務

(1)預　金
当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取り扱っております。
(2)譲渡性預金
譲渡可能な預金を取り扱っております。

2. 貸出業務

(1)貸　付
手形貸付、証書貸付、及び当座貸越を取り扱っております。
(2)手形の割引
商業手形の割引を取り扱っております。

3. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

4. 内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取り扱っております。

5. 付帯業務

(1)代理業務
(イ)日本銀行歳入代理店
(ロ)地方公共団体の公金取扱業務
(ハ)住宅金融支援機構等の代理店業務
(ニ)株式払込金の受入代理業務
(ホ)(株)日本政策金融公庫等の代理貸付業務
(2)貸金庫業務
(3)有価証券の貸付
(4)債務の保証
(5)公共債の引受
(6)国債等公共債の窓口販売
(7)両　替
(8)保険商品の窓口販売
(保険業法第275条1項により行う保険募集)
(9)証券投資信託の窓口販売
(10)M&A関連業務
(11)ビジネスマッチング関連業務
(12)デリバティブ取引
(13)相続関連業務の媒介業務
(14)電子債権記録業に係る業務
(15)有価証券の私募の取り扱い
(16)特定目的会社が発行する特定社債の引受け、又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取り扱い

CONTENTS

■ ごあいさつ …… 1
■ 基本方針・経営方針・金庫概要　主要な事業の内容 2
■ 米子信用金庫と地域社会 …… 3
■ 地域密着型金融に関する取り組み状況 …… 4
(事業者のみなさまをサポート、個人のみなさまをサポート、地域活性化のコーディネーター)
■ 組織と役員 …… 9
■ 米子信用金庫のあゆみ …… 10
■ 総代会制度について …… 11
■ 商品・サービスのご案内 …… 13
■ リスク管理について …… 17
■ 法令遵守について …… 25
■ 資料編 …… 28
■ 開示項目一覧 …… 45
■ 店舗一覧 …… 46

米子信用金庫と地域社会

信用金庫は地域のために生まれた金融機関です

信用金庫は一定の営業地域内の個人事業主、中小企業の皆さまや、住民の方々を会員とする協同組織の金融機関です。株主の利益を追求する株式会社の銀行とは異なり、相互扶助、非営利を基本理念としています。
米子信用金庫は、地域の皆さまから大切な資金をお預かりし、会員の方々を中心とする地域の皆さまに資金提供することで、地域の活性化を図っていきます。また、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでいます。

米子信用金庫創立90周年記念広報「まんがでわかる よなごしんきん」より

よなごしんきんは地域で一番“ありがとう”と言われるコミュニティバンクを目指し、基本方針に基づいた様々な活動を続けています

文化的・社会的貢献に関する事項

地域社会、地域文化、スポーツ振興への取り組みを積極的に行っております。詳細は8ページをご覧ください。

お客さま／会員
会員数
16,001名

文化的社会的貢献

支援サービス

貸出金
貸出金残高
107,319百万円

預金積金
預金積金残高
182,232百万円

出資金
出資金残高
2,490百万円

当金庫は、
鳥取県西部並びに
島根県東部地域を事業区域としています。
※計数は平成31年3月末現在

地域で一番“ありがとう”と言われるコミュニティバンクへ

今期の決算状況
（平成31年3月期）

常勤役職員数	207名
店　舗　数	15カ店
コア業務純益	389百万円
当期純利益	105百万円
自己資本比率	8.16%

幸せはこぶマイバンク
よなごしんきん

地域のお客さまへのご融資

お客さまからお預け入れいただいた預金積金につきましては、お客さまの様々な資金ニーズに応え、地域経済の活性化に資するために、円滑な資金供給を行う形でお客さまや地域社会に還元しております。企業の設備資金に347億円、運転資金に370億円、地方公共団体に101億円をご融資しており、また、個人のお客さまには、住宅資金関連に177億円、消費資金に76億円をご融資しております。
当金庫が扱っている商品については、14ページをご覧ください。

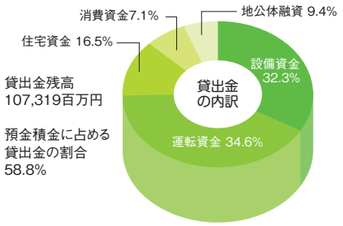

貸出金残高
107,319百万円

預金積金に占める
貸出金の割合
58.8%

貸出以外の運用

お客さまからお預かりした資金をご融資のほか、信金中金預け金や有価証券で運用しております。有価証券の運用については、安全性・収益性に配慮し、市場動向を考慮した運用を行っております。

余資運用残高
81,829百万円

うち預け金残高
36,272百万円

うち有価証券残高
44,846百万円

預金積金に占める
有価証券の割合
24.6%

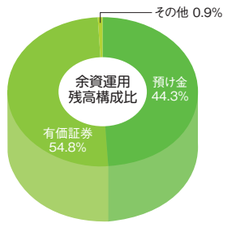

※余資運用残高とは、有価証券、信金中金預け金等をいいます。

事業者のみなさまをサポート

お客さまと向き合い、お客さまの課題解決に向けた取り組みをサポート

地方創生の実現に向けて

●地域密着型金融の推進に関する当金庫の基本方針

取引先・地域・当金庫という三方の利益に結びつく活動を継続的に行います。
ご支援や地域の皆さまへのサービスのご提供等、金融サービスの向上にとどまらず、文化活動やスポーツ振興など、広く地域社会へ貢献することが、地域金融機関として最も重要な社会的使命であると考えております。

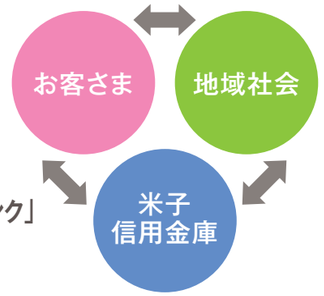

●目指すべき姿「地域で一番“ありがとう”と言われるコミュニティバンク」

お客さまと一緒になって、地域・お客さまの課題解決をサポートすることで、
地域活力の創造に貢献してまいります。

目指すべき姿

地域で一番“ありがとう”と言われるコミュニティバンク

事業戦略
地域・お客さま
①中小企業・小規模事業者の課題解決をサポート
②個人のお客さまのライフプランニングをサポート

サポート戦略
お客さまへの「支援力の強化」＆当金庫の「生産性向上」を実現

**“地域★未来★共創”
地域活力を共に創造する**

求める成果
よなごしんきんの“ファン”の増加

ライフステージに応じたお取引先企業の支援強化

創業ステージ
創業をご検討されるお客さまに対し、事業計画策定のお手伝いから資金調達まで、トータル的にサポートしております。

「商店街創業相談窓口」による創業・新事業の支援

空き店舗を有効活用するために、本町支店、境港支店に設置した「商店街創業相談窓口」で、中心市街地での起業、創業を目指す事業者を、資金面だけでなく、情報や経営ノウハウの提供で支援する一方、産学官が連携し組成した中心市街地活性化協議会に参加し、連携を図り一体となって新規開業の支援を図っています。

■商店街創業相談窓口での成約状況

30年度実績	5件　18百万円

■創業支援先数 ベンチマーク

30年度実績	48件

事業者のみなさまをサポート

お客さまと向き合い、お客さまの課題解決に向けた取り組みをサポート

成長・安定ステージ

お客さまの事業の発展につながるよう、地方創生を担う地元事業者さまへ金融面でのご支援のほか、販路拡大支援など幅広くサポートしています。

6次産業化支援　「伯耆の食」マッチング商談会

当金庫と鳥取県西部総合事務所、(公財)鳥取県産業振興機構が主催となって、鳥取県西部を中心とする食品関係事業者と同じく地元の旅館・ホテルおよび飲食店、スーパー等をつなぐ、産官金一体となった企画です。～伯耆国「大山の恵」を100年後の未来へ繋げよう～をテーマに掲げ、「大山開山1300年祭」で注目を集めた地元食材を、多くの地元企業に活用してもらうことを目的に開催しました。

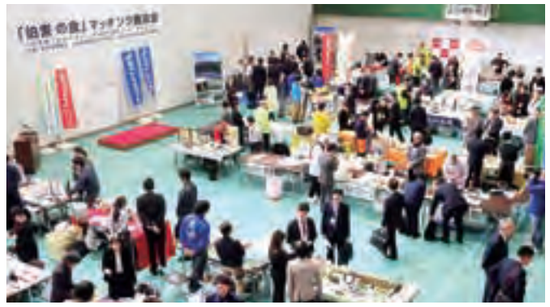

■販路拡大支援を行った先数 ベンチマーク

	名　称	開催日	開催場所	商談実績
米子信用金庫開催商談会	第6回 山陰しんきんビジネスフェア	平成30年11月8日	松江市	出展企業95社 バイヤー企業79社
	「伯耆の食」マッチング商談会（主催:米子信用金庫、鳥取県西部総合事務所、鳥取県産業振興機構）	平成31年3月13日	米子市	出展企業42社 バイヤー企業40社
他金庫開催商談会	2018"よい仕事おこし"フェア（主催:城南信用金庫）	平成30年9月19日、20日	東京都	当金庫紹介:出展企業1社
	第14回岡山県しんきんビジネス交流会（主催:岡山県8信用金庫他）	平成30年9月12日	岡山県	当金庫紹介:出展企業4社
	インバウンド&全国逸品商談会（主催:城南信用金庫）	平成31年3月19日	東京都	当金庫紹介:出展企業1社

■補助金申請支援実績

30年度実績	4件

再生・経営改善ステージ

ビジネスサポート部が中心となって、外部専門機関・外部専門家とも連携しながら、取引先企業の経営改善や事業再生支援等に取り組んでいます。

ビジネスサポート部によるコンサルティング機能（創業支援、成長支援、経営改善、事業再生、事業承継）

- 鳥取県再生支援協議会等との連携
- 抜本的な財務支援…
  資本性借入金（DDS）による財務再構築
- 外部コンサルタント連携支援
- 継続的な伴走型支援

※DDS（Debt Debt Swap）とは、財務状態の実質的改善を図るため、既存の貸出金を別の条件の貸出金に変更することです。

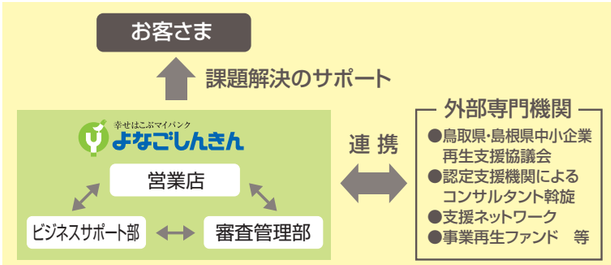

■本部専門部署が事業支援を行っている先数 ベンチマーク

（単位：社）

30年度実績	28

■当金庫が貸出条件の変更を行っている中小企業の経営改善計画の進捗状況 ベンチマーク

（単位：社）

条件変更総数	好調先	順調先	不調先
51	6	37	8

■事業承継支援先数 ベンチマーク

（単位：社）

30年度実績	10

■中小企業再生支援協議会を利用している先数 ベンチマーク

（単位：社）

30年度実績	9

■リスク管理債権額 ベンチマーク

（単位：百万円）

破綻債権	45
延滞債権	2,794
3ヶ月以上延滞	－
貸出条件緩和	1,074
合計	3,914

■30年度の経営改善支援等の取組み実績

（単位：先）

	期初債務者数 A	うち経営改善支援取組み先数 α	αのうち期末に債務者区分がランクアップした先数 β	αのうち期末に債務者区分が変化しなかった先数 γ	αのうち再生計画を策定した先数 δ	経営改善支援取組み率 α/A	ランクアップ率 β/α	再生計画策定率 δ/α
合　計	2,434	21	1	18	21	0.9%	4.8%	100.0%

中小企業に適した資金供給手段

流動資産を担保にした融資や私募債発行など、不動産担保に過度に依存しない融資手法の活用に取り組んだほか、個人保証に過度に依存しない融資の促進に努めています。

■無担保スピードローンの取扱い

30年度実績	73件　304百万円

■流動資産を担保としたABL融資

30年度実績	1件　30百万円

創業・育成&成長支援ファンド「しんきんの翼」の活用

このファンドは、信用金庫をメインバンクとする「創業・育成」や「成長（あるいは成長分野）」のステージにあるお取引先に対して、資本または資本性資金を直接供給することで、企業の成長を支援することを目的とし、信金キャピタル株式会社が運営をしています。

このたび当金庫の推薦により、各種金属の精密旋削加工を手掛けられる山本金属工業株式会社様に対して投資が決定し、契約締結式を行いました。信金中央金庫の中国支店管内の信用金庫による推薦では第1号となります。また、地域密着型金融の取組みに関する知見・ノウハウの共有化等を目的とした中国財務局主催のシンポジウムにて、同社の山本社長様より本事例を紹介していただきました。

「経営者保証に関するガイドライン」への取り組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

	30年度
新規に無保証で融資した件数	321件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	10.1%
保証契約を解除した件数	45件

※「保証債務整理」については、当金庫をメイン金融機関として成立に至った同ガイドラインに基づくお申し出はありませんでした

■経営者保証に関するガイドラインの活用先数、及び、全与信先数に占める割合 ベンチマーク

（単位：社、%）

ガイドライン活用先数	366
全与信先数	1,966
割合	18.6

個人のみなさまをサポート

個人のお客さまのライフプランニングをサポートします

お客さまの身近な専門家

よなごしんきんでは、窓口係や営業係、本部専門スタッフが、お客さまのライフステージに合わせたさまざまなご相談にお応えしております。お客さまからの「ローン・資産運用等ご相談窓口」フリーダイヤルを設けています。

ローン・資産運用等ご相談窓口 | TELフリーダイヤル：(0120)475-005

お客さまのライフステージに合わせたご提案

CASE 01 就職

「つみたてNISA」は、月々一定額を少しずつ投資していく積立投資ですので無理なくはじめられ、税制面の優遇が受けられます。急な出費の対応に適したカードローン。仮申込はインターネットからでもできます。

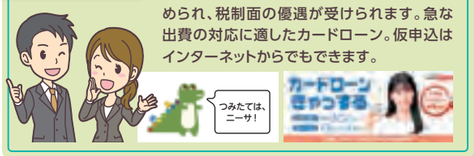

CASE 02 結婚

資金使途自由な「フリーローン」。何かと費用がかかる結婚や新生活のスタートにご利用いただけます。

CASE 03 子育て

万が一の備えである各種保険商品。ご家族が増えたこの機会に是非ご検討ください。また、ご進学にあたっては、教育ローンもご用意しております。

CASE 04 マイホーム

人生で最も高い買い物の一つであるマイホーム。当金庫の住宅ローンは、新築、リフォーム、住宅取得に関する諸費用まで、幅広くご利用いただけます。

CASE 05 セカンドライフ

当金庫にて年金をお受け取りいただきますと、金利優遇定期預金やお誕生日プレゼント、ふれあい旅行のご案内など、各種特典をご用意しています。相続対策をお考えのお客さまへは、専門業者と連携したサービスのご提供を行っています。

「年金」のお受取りは、よなごしんきんへ。
「よなごしんきん」で公的年金をお受取りいただくと、お楽しみがいっぱい！

- ①ポイントプレゼント
- ②定期預金の金利上乗せ
- ③お誕生日プレゼント
- ④ふれあい旅行の企画

お客さまの利便性向上に向けた取り組み

リバースモーゲージ型住宅ローン「セカンドライフ」取扱開始（平成30年10月より）

高齢化社会を迎えるにあたって、高齢者のお客さまの充実したセカンドライフをサポートすることを目的に取扱開始しました。独立行政法人住宅金融支援機構の住宅融資保険を活用した満60歳以上のお客さま専用の商品で、毎月の支払は利息のみの終身型、元金はご契約者さまが亡くなられた際に、担保物件の売却等により相続人さまに一括で返済していただくものです。
山陰では当金庫が初の取り扱いとなります。

地域活性化のコーディネーターとしての取り組み

地域全体の活性化につながるよう、さまざまな活動を展開しています

よなっ子通信開始（平成30年7月）

地域のお客さまとお客さまをつなぐ企画として、山陰の素敵なお店を紹介する地域情報発信活動「よなっ子通信」の運用を開始しました。チラシの掲載企業さま、チラシを受け取ったお客さまの双方にとってメリットのあるもので、これまでに7回の発行をしてきました。

皆生温泉観光宣伝隊（平成30年10月）

信用金庫のネットワークを活かし、鳥取県西部地域の観光資源をPRするため、2003年より活動に参画しています。平成30年度は東京都内7つの信用金庫を訪問しました。今回は初めて但馬信金・鳥取信金と協力し、連泊につながるよう、西部の皆生温泉と東部の湯村温泉の広域をPRしました。

地域社会への貢献活動

「信用金庫の日」観葉植物プレゼント
（平成30年6月）

「白砂青松育て隊」参加（年4回）

米子水鳥公園清掃ボランティア参加
（平成30年9月）

よなごしんきんふれあい旅行開催
（大阪新歌舞伎座）（平成31年2月）

スポーツ振興への取組み

米子信用金庫杯・鳥取県西部地区少年野球大会開催
（平成30年10月）

第25回よなごしんきんふれあい健康ウォーク開催
（平成30年11月）

地域文化の発展のために

ちびっこ絵画展開催
（平成30年5月）

米子がいな祭り参加
（平成30年7月）

よなごしんきん夏休みリサイクルアイデア展開催（平成30年10月）

出前授業開催
（平成30年12月）

組織と役員

令和元年7月1日現在

米子信用金庫機構図

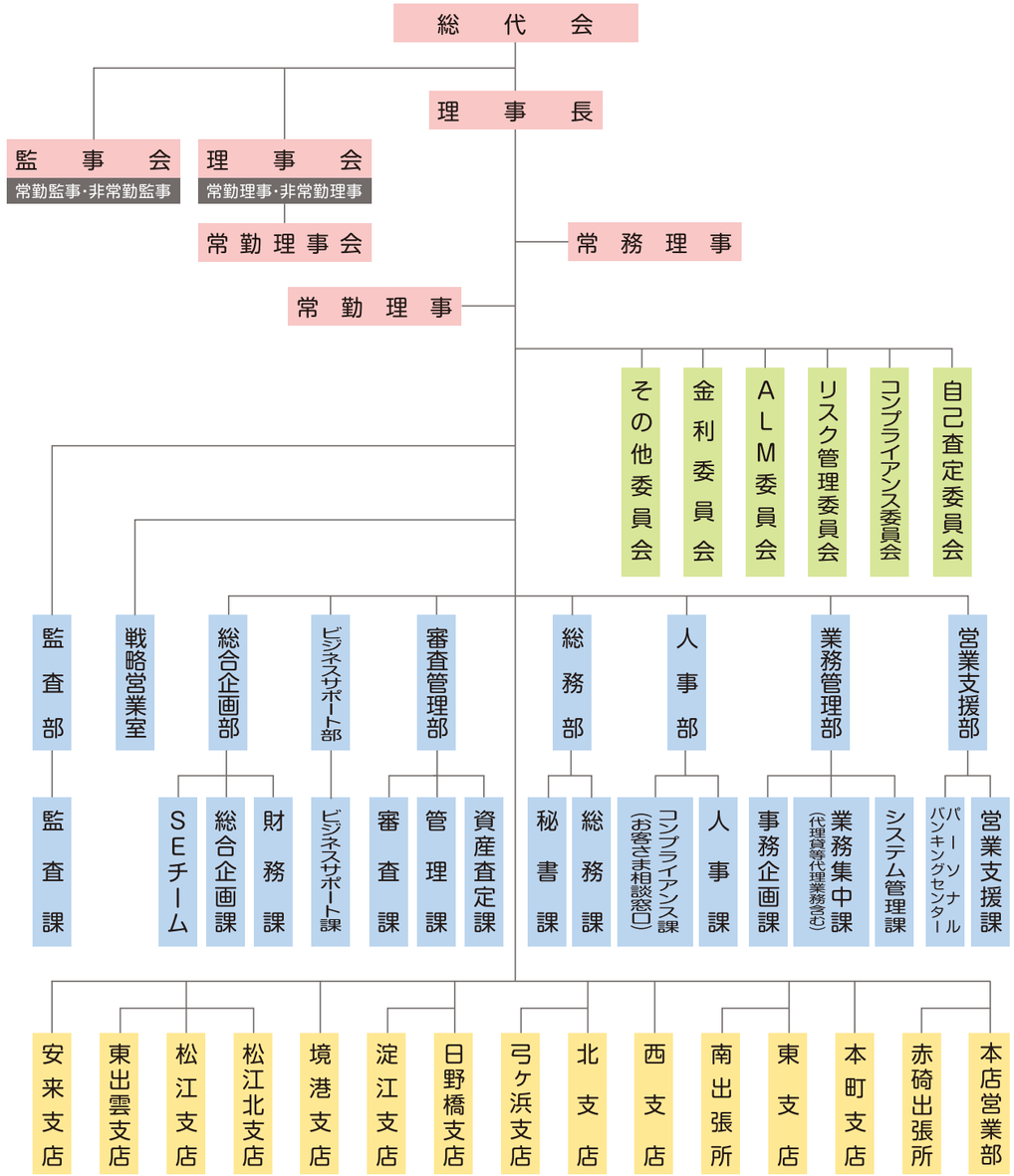

役員

理事長 [代表理事]	青砥　隆志（※1）	理事	並河　勉（※1）
常務理事 [代表理事]	山﨑　武	理事	坂口　清太郎（※1）
常務理事 [代表理事]	板垣　慶太	理事	堀田　收（※1）
常勤理事	御堂河内　哲	常勤監事	金折　良一
常勤理事	岡村　哲晶	監事	川中　修一
		監事	宮永　秀昭（※2）

執行役員

業務執行役員　竹内　正美

※1　信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
※2　信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

米子信用金庫のあゆみ

沿革

大正 11年 12月	産業組合法による「有限責任米子信用組合」設立認可
	坂口豊蔵　初代組合長に就任
昭和　7年　3月	坂口惣五郎　第二代組合長に就任
14年　4月	仙田定太郎　第三代組合長に就任
18年 10月	市街地信用組合法により「米子信用組合」に改組
23年　5月	青砥喜三郎　第四代組合長に就任
26年 10月	信用金庫法に基づく「米子信用金庫」に改組
27年 10月	営業地区を拡張し鳥取県東伯郡を加える
29年　5月	内国為替業務開始
32年　4月	安来信用金庫を合併（安来信用金庫本支店を安来支店、荒島支店、揖屋支店として引き継ぐ）
33年　6月	営業地区を拡張し隠岐島全域および島根半島の一部を加える
44年 10月	本店新築移転（旧本店を本町支店として開設）
46年　9月	営業地区を拡張し鳥取県東伯郡大栄町全域と島根県八束郡宍道町を加える
51年　6月	営業地区を拡張し、島根県出雲市、平田市、簸川郡斐川町、大社町を加える
52年　2月	中国地区共同事務センターに加盟しオンライン開始
54年　5月	青砥喜三郎　会長に就任
	藤原孝太　第五代理事長に就任
58年　5月	青砥順　第六代理事長に就任
6月	国債等窓口販売業務開始
平成　7年　3月	鳥取県収入証紙小売りさばき業務開始
11年　3月	郵貯ATMとの相互接続開始
12年　6月	青砥順　会長に就任
	内海敏　第七代理事長に就任
12月	しんきんATMゼロネットサービス開始
13年　4月	損害保険窓口販売業務開始
14年　1月	売掛債権担保融資保証制度取扱開始
7月	投資信託窓口販売業務開始
10月	生命保険窓口販売業務開始
15年　3月	個人向け国債の取扱開始
16年　1月	インターネットバンキングサービス開始
6月	鷲見邦弘　第八代理事長に就任
9月	ローンセンター開設
10月	「さんいんネットサービス」の開始（山陰の7信金と山陰合同銀行とのCD・ATM利用手数料の無料化）
17年　1月	無利息型普通預金の取扱開始
3月	お客様相談室の開設
10月	ローンセンター、米原支店に移転オープン（土日営業開始）
18年　3月	特定社債（保証協会保証付）引受事務取扱開始
7月	溝口支店、南支店へ統合
	PBC米原支店リニューアルオープン
9月	中小企業金融公庫（現（株）日本政策金融公庫）の証券化支援業務を活用したCLO（ローン担保証券）の取扱い実施
19年　1月	（株）エフアンドエムと信用金庫代理業務提携
3月	アレンジャーとして信金業界における広域型シンジケートローン組成（大阪市信用金庫（現 大阪シティ信用金庫）他3金庫）
5月	商店街創業相談窓口を設置（本町支店・境港支店）
20年　9月	御来屋支店、淀江支店へ統合
21年　9月	駅前支店、本町支店へ統合
	旗ヶ崎支店、西支店へ統合
	米原支店、本店パーソナルバンキングセンター出張所へ変更
12月	消費者金融無料相談窓口設置
22年　1月	金融円滑化対応相談窓口設置
3月	第1回山陰しんきんビジネスフェア開催（米子市）
6月	西支店新築移転オープン
9月	東支店、本店営業部東出張所へ変更
	皆生支店、北支店皆生出張所へ変更
12月	「よなごしんきんポイントカード」取扱開始
23年　7月	皆生出張所店舗内店舗化実施
9月	東出張所新築移転オープン
10月	第2回山陰しんきんビジネスフェア開催（松江市）
24年　6月	青砥隆志　第九代理事長に就任
9月	東出張所を東支店へ、南支店を東支店南出張所へ変更
	東出雲支店（旧揖屋支店）新築移転オープン
25年　2月	「よなごしんきんでんさいサービス」取扱開始
7月	赤碕支店、本店営業部赤碕出張所へ変更
8月	当金庫スポンサーテレビ番組「ぐっジョブ!」放映開始
11月	「よなごしんきん地域応援ファンド」の取扱い実施
	第3回山陰しんきんビジネスフェア開催（米子市）
26年　7月	皆生出張所（北支店店舗内店舗）、北支店へ統合
10月	第4回山陰しんきんビジネスフェア開催（出雲市）
27年 11月	北支店新築移転オープン
28年 10月	第5回山陰しんきんビジネスフェア開催（米子市）
29年　4月	よなごしんきんCSR私募債「輝く未来」取扱開始
8月	伯耆国「大山開山1300年祭」広報活動の協力に係る協定締結
9月	カラーユバーサルデザイン通帳　取扱開始
10月	（株）日本政策金融公庫との業務連携・協力に係る覚書調印
11月	南出張所、東支店店舗内店舗化実施
30年　7月	松江支店・松江北支店（店舗内店舗）移転オープン
	地域情報発信活動「よなっ子通信」開始
10月	リバースモーゲージ型住宅ローン「セカンドライフ」取扱開始
11月	第6回山陰しんきんビジネスフェア開催（松江市）
	スマホ決済サービス「（株）Origami」と業務提携
12月	事業承継・M&Aプラットフォーム「TRANBI」と業務提携

総代会制度について

1．総代会制度

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本に、会員一人一人の意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。従って、会員は、出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では会員数が大変多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員を選任し、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、お客さまカードの店頭設置、電子メールや電話などによる意見・要望・苦情窓口の設置、役職員による日々の訪問活動など、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

〈 総代会は会員一人一人の意見を適正に反映するための開かれた制度です 〉

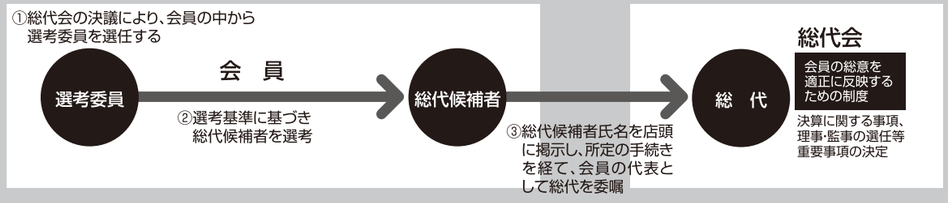

2．総代とその選任方法

(1)総代の任期・定数

・総代の任期は3年です。

・総代の定数は、90～120人で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。なお、平成31年3月31日現在の総代数は109人で、会員数は16,001人です。

(2)総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで、総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

①総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。

②その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。

③上記②により選考された総代候補者を会員が信任する。
（異議があれば申し立てる）

総代候補者選考基準

①資格要件
- ・当金庫の会員であること
- ・就任時点で80歳を超えていないこと

②適格要件
- ・総代として相応しい見識を有していること
- ・良識をもって正しい判断ができること
- ・人格・識見に秀れ、当金庫の発展に寄与できること
- ・その他、総代として適切と思われること

総代が選任されるまでの手続きについて

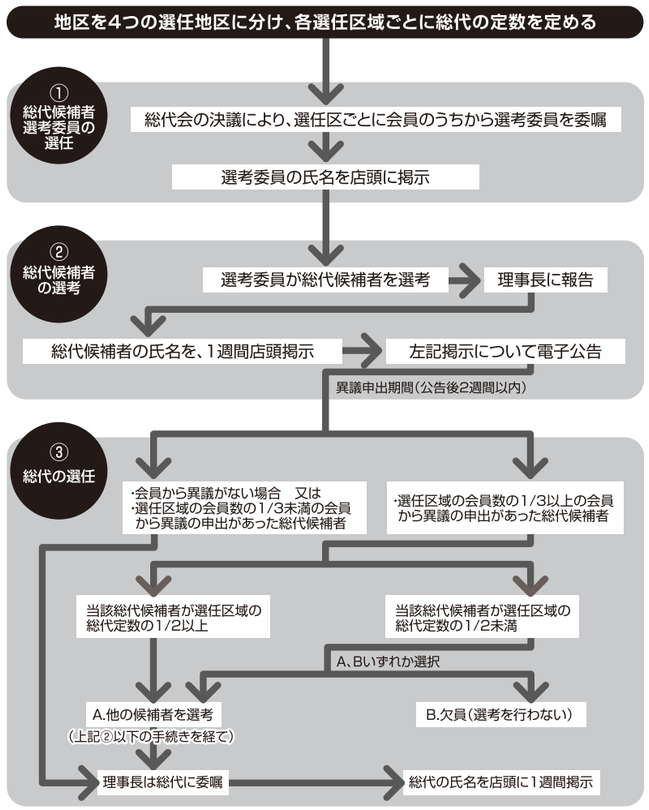

3．第97期通常総代会の決議事項

第97期通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり了承されました。

①報告事項

第97期（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）業務報告、貸借対照表及び損益計算書の内容報告について

②決議事項

第1号議案　剰余金処分案の承認について
第2号議案　定款の一部変更について
第3号議案　総代候補者選考委員の選任について
第4号議案　会員の除名について
第5号議案　理事及び監事の選任について
第6号議案　退任役員に対する退職慰労金について

上記議案は原案どおり承認可決されました。

4．総代の氏名等

※氏名の後の数字は総代への就任回数

選任区域		人数	氏　名
第1区	米子市	63名	青砥　明宣⑰　浅中　孝次⑦　足立　英市⑦　安達　哲也④　阿部　信行⑥ 伊坂　博⑤　井上　賢明②　井上　園子⑤　上田　清美⑪　上田　博久⑦ 宇田川 英二①　内田　幸男③　梅林　哲朗⑨　岡本 日出夫⑩　尾沢　三夫⑧ 笠岡　範之④　加藤　典裕①　金山　博眞⑥　河崎　睦男⑨　河端　明彦④ 越河　貴文①　小西　慶太⑤　小林　重喜②　佐久間　信④　柴野　憲史⑥ 島津　捷一⑦　清水　康之⑦　須山　裕文①　高橋　孝之③　田口　立身⑥ 多林 美智子①　田本　寛光⑦　辻　一郎①　鶴田　陽介⑤　土井　一朗④ 永島　清孝⑤　中島　太郎④　永見　吉平⑦　難波　収④　野津　一成⑩ 波多野 和雄⑥　秦野　博行①　羽子田 靖彦⑥　樋口　秀夫②　廣江　智③ 福本　昌子⑤　本城　謙始②　舞立　嘉之⑨　益尾　忠蔵⑦　松浦　常明④ 松田　恒勇⑥　松浪　昭二④　松村　順史②　松本　啓④　松本　晴之② 松本　雄次⑨　三島　美博④　持田　光雄⑨　望月　眞彦⑦　森脇　孝③ 柳谷　由里③　山根　宏典③　八幡　清志③
第2区	境港市	7名	赤石　有平④　足立 統一郎⑬　岡田　端⑬　奥森　清④　黒田　耕⑥ 庄司　尚史③　森脇　哲雄⑤
第3区	鳥取県西伯郡、日野郡、東伯郡琴浦町、北栄町（旧北条町を除く）	15名	井木　敏晴①　板谷　登祥⑥　上田　啓悟①　宇田川 敏則⑦　馬野 慎一郎① 絹見　安史⑤　中川　郁夫①　野間田 節雄⑪　秦　伊知郎④　樋口　茂⑤ 藤谷　実道⑧　舩越　秀志①　細田　耕治④　湊谷　義博⑥　和田　秋男⑤
第4区	松江市、安来市、出雲市（旧佐田町、多伎町、湖陵町を除く）隠岐郡	24名	浅野　眞一⑤　大島　末久⑤　奥田　薫④　加藤　勇⑤　門脇　徳夫⑤ 木口　重樹③　古藤　年雄⑧　小林　一夫③　寿山　誠司③　寿山　道徳① 竹内　悟夫⑤　田中　道夫⑤　坪内　孝満⑨　中田　孝幸⑤　中村　清司③ 原　庸一⑨　福田　照三⑥　福村　浩一⑤　船来　捷⑧　松原　一夫⑤ 三島　伸夫①　森脇　寛④　山田　登①　渡部　憲生⑬

（令和元年7月1日現在　五十音順、敬称略）

〈総代の属性別構成比〉

職業別	法人・法人役員90.8%、個人事業主4.5%、個人4.5%
年代別	70代以上43.1%、60代34.8%、50代17.4%、40代4.5%
業種別	製造業11.4%、建設業20.0%、情報通信業1.9%、運輸・郵便業0.9%、卸・小売業40.0%、不動産業4.7%、各種サービス業20.9%

※業種別の構成比は、法人・法人役員、個人事業主に限る。

商品・サービスのご案内

（令和元年7月1日現在）

預金業務

預金の種類		期　　間	お預入れ金額	特　　色
総合口座	普通預金	出し入れ自由	1円以上	普通預金と定期預金および定期積金をセットして、「貯める・受取る・支払う・借りる」の四つの機能があります。公共料金の自動支払口座として、また給与・年金等の自動受取りなど家計簿がわりにご利用いただけます。また、いざというときには総合口座にお預入れの定期預金と定期積金掛込み残高の合計の90%、最高200万円まで自動融資をご利用いただけます。キャッシュカードをセットされると便利です。キャッシュカードはデビットカードの加盟店でお買い物代金等のお支払いにご利用いただけます。年金の受取りを指定いただきますと、①毎年お誕生日プレゼント、②定期預金優遇金利の特典がございます。
	スーパー定期	1か月・3か月・6か月・1年・2年・3年・4年・5年の自動継続	1万円以上（ただし大口定期は1,000万円以上）	
	大口定期預金			
	期日指定定期預金	3年の自動継続		
	変動金利定期預金	1年・2年・3年の自動継続		
	スーパー積金	6か月～60か月	毎月3,000円以上	
無利息型普通預金（決済用預金）		出し入れ自由	1円以上	預金保険制度により全額保護されます。公共料金等の自動支払いや給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取りの決済用口座としてご利用いただけます。個人のお客さまについては、総合口座のお取り扱いもできます。
貯蓄預金		出し入れ自由	1円以上	お預入れ残高が多いほど金利が有利です。普通預金から資金を移動させるスイングサービスもご利用いただけます。
納税準備預金		ご入金は自由 お引き出しは原則として納税のみ	1円以上	納税に備えるための預金で、お利息には税金がかかりません。
通知預金		7日以上	1万円以上	まとまった資金を短期間にムダなく活かせます。
当座預金		出し入れ自由	1円以上	商取引にご利用いただく、小切手・手形の支払いのための預金です。
スーパー定期		1か月以上5年以内	100円以上	個人のお客さまの期間3年以上のお利息は6か月毎に複利計算する有利な預金です。マル優もご利用いただけます。
期日指定定期預金		1年以上3年以内	100円以上300万円未満	お利息は一年毎の複利計算。マル優もご利用いただけます。1年経過後はお引出し自由、一部引出しもできます。
大口定期預金		1か月以上5年以内	1,000万円以上	大口資金を高利回りに運用いただけます。
変動金利定期預金		1年以上3年以内	100円以上	6か月毎に利率が変動する定期預金です。お利息は6か月毎の複利計算（個人のお客さまに限ります）。
優遇金利定期預金「えび寿300」		1年・2年・3年・4年・5年	1人最高300万円まで	当金庫に年金のお受取りを指定または予約していただいている方を対象に定期預金利率を優遇いたします。
セレモニー定期預金		1年	10万円以上1,000万円未満（葬儀費用相当額まで）	生前に葬儀費用の手当てを済ませておきたい意向のある方のニーズに対応するため、地元葬儀会社、専門家と提携した専用商品です。
積立式期日指定定期預金（エンドレス型）愛称:DANDAN積定		積立期間の定めはありません	1,000円以上	分割預入毎に一口の期日指定定期預金としてお預かりします。預入方法は普通預金等からの自動振替。お利息は、1年毎の複利計算。マル優もご利用いただけます。1年経過後はお引出し自由、一部引出しもできます。
スーパー積金		6か月～60か月	1,000円以上	生活設計、目的に合わせた資金づくりに最適です。
消費税専用定期積金「納め上手」		6か月～1年以内	1万円以上	法人、個人事業主さま向け消費税納付準備専用の定期積金です。
後見支援預金		期間の定めはありません	1円以上	家庭裁判所から交付される「指示書」に基づき取り扱います。
財形預金	一般財形預金	3年以上	100円以上	給料・ボーナスからの天引きで、財産づくりに有利です。
	財形年金預金	5年以上	100円以上	退職後の生活に備えて／財形年金と財形住宅を合わせて550万円まで非課税です。
	財形住宅預金			マイホームの資金づくりに

※詳しくは、当金庫の窓口でお尋ねください。

貸出業務

個人向けローン

ローンの種類		お使い道など	ご融資金額	ご返済期間	担保・保証人
住宅ローン	変動金利型	適用利率は、一定基準に従って自動的に変更されます。	1億円以内	35年以内	担保:土地・建物 保証会社の保証
	固定・変動金利選択型	適用利率は、固定型と変動型の選択が可能です。			
	無担保住宅ローン	住宅の購入、新築、建て替え、増改築等住宅に関する資金としてお使いください。	2,000万円以内	20年以内	担保:必要ありません しんきん保証基金の保証
	リバースモーゲージ	住宅の購入、新築、建て替え、増改築等住宅に関する資金としてお使いください。	5,000万円以内	お申込人ご本人が亡くなられるまで	担保:土地・建物 住宅金融支援機構の住宅融資保険付
カーライフプラン		自動車購入および諸費用・免許取得・車検・修理費用にご利用いただけます。	1,000万円以内	10年以内	担保:必要ありません しんきん保証基金の保証
教育ローン	教育カードローン	大学・大学院・短期大学、専修学校、各種学校、高等学校、高等専門学校等の入学金・授業料等の学資金。	1子あたり500万円以内	卒業時より証書貸付10年以内	担保:必要ありません しんきん保証基金の保証
	教育プラン		1,000万円以内	16年以内	担保:必要ありません しんきん保証基金の保証
カードローン	カードローン	自由です。（事業資金は除きます）	100万円以内	3年以内（更新可能）	担保:必要ありません しんきん保証基金の保証
	カードローンきゃっする500		500万円以内		担保:必要ありません 保証会社の保証
	カードローンプレミア		300万円以内		
	カードローン楽円くん		50万円以内		
フリーローン	フリーローンプラス	自由です。（おまとめ資金、事業資金にもご利用いただけます）	1,000万円以内（事業資金は300万円以内）	15年以内	担保:原則必要ありません 保証会社の保証
	ゆとりローン		1,500万円以内（事業資金は300万円以内）	15年以内（有担保は20年以内）	担保:融資金額500万円以下原則不要 保証会社の保証
	快決くん		500万円以内	10年以内	担保:必要ありません 保証会社の保証
	フリーローンS	自由です。（事業資金は除きます）	1,000万円以内	10年以内	担保:必要ありません 保証会社の保証

事業者向けローン

ローンの種類	お使い道など	ご融資金額	ご返済期間	担保・保証人
無担保スピードローン	中小企業・個人事業主の方の設備・運転資金にご利用いただけるローンです。	法人:1,000万円以内 個人事業主:300万円以内	5年以内	担保:必要ありません 保証人: 法人　原則代表者1名 個人事業者 必要ありません
創業サポート資金（日本公庫協調商品）	創業予定者や第2創業者の方の設備・運転資金にご利用いただけるローンです。	2,000万円以内（運転資金は1,000万円以内）	運転資金:5年以内 設備資金:10年以内	担　保:原則必要ありません（※ただし、土地建物購入時は必要です） 保証人: 法人　原則代表者1名 個人事業者 原則事業従事者1名
短期継続型融資「Repeat」	中小企業・個人事業主の方の運転・借換資金にご利用いただけるローンです。	1,500万円以内	1年以内（最大4回更新可能）	担　保:必要ありません 保証人: 法人 必要ありません 個人事業者 必要ありません
スタートライン	当金庫と新たに融資取引を始められる中小企業・個人事業主の方の設備・運転資金にご利用いただける当座貸越のローンです。	100万円・200万円・300万円の中からお選びいただけます	2年以内（最大2回更新可能）	担　保:必要ありません 保証人: 法人 必要ありません 個人事業者 必要ありません
地方公共団体制度融資	県および市町村で制度化している中小企業のみなさま向けの融資をお取り扱いしております。			

※ローン商品には変動金利商品のように、お客さまの予想に反して金利が上下するものもございますので、ご利用に当たっては当金庫の窓口や営業担当者にお尋ねになるなど、よくご確認のうえご利用ください。

内国為替業務

	内　　容
振込･送金	当金庫の本支店、全国の金融機関へ振込やご送金を確実にスピーディにお取り扱いいたします。
代金取立	手形･小切手などをお取り立てし、ご指定の口座に入金します。

付帯業務･その他のサービス

	内　　容
外貨両替	外国通貨の両替を取り扱っていますので、海外旅行にご利用ください。また、お持ち帰りの外貨を日本円に両替いたします。
代理業務貸付	信金中央金庫、住宅金融支援機構、(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫、中小企業基盤整備機構、福祉医療機構など。
債務保証	一般の債務保証及び公共工事金銭保証を行っています。
公共債の窓口販売	公共債(個人向け国債、地方債)のお申し込みを窓口で取り扱っています。
収入証紙の販売	鳥取県収入証紙を当金庫の鳥取県内の各支店でお買い求めできます。
貸金庫	有価証券や重要書類など貴重品を安全に保管し、災害や盗難からお守りします。 (境港支店にて取扱)
夜間金庫	売上代金など営業時間外でも安全に保管いたします。年中無休でお取り扱いしております。
公金の収納	所得税、自動車税、固定資産税、県市町村民税、社会保険料等のお払い込みができます。
キャッシュ･サービス	全国の信用金庫のどの支店でもキャッシュカードによるお引き出しおよびお預け入れができます。 また、銀行、ゆうちょ銀行、農協、セブンイレブン、ローソン、イオン銀行等でのお引き出し、残高照会ができます。
クレジットカード	しんきんVISA･JCBカード等をお取り扱いしております。 CD･ATMでキャッシュサービスが受けられます。
デビットカード	デパート、商店など(J-Debit加盟店)でお買い物をする場合に当金庫のキャッシュカードでお支払いいただけます。
ATMによる振込	ATMをご利用になりますと、窓口振込より手数料が安くお振り込みができます。即時振込の取扱時間が拡大し、15時以降もお振り込みができます。(振込先の預金種目や口座状態によってはお振り込みができない場合があります。)
自動振込サービス	学費や家賃、駐車場料金の支払など、振込先を登録いただくことにより、ご指定の日に自動的にお支払い口座から払い出し、ご指定の口座に振込します。
自動受取	給与、ボーナス、年金、配当金などがご指定の預金口座に自動的に振り込まれます。
自動支払	公共料金、保険料、クレジット代金等が一度お手続きいただくだけで、ご指定の預金口座から自動的に支払われます。
インターネットバンキング(個人用)	お客さまのパソコン･携帯電話機･スマートフォンからインターネットを利用して、振込･振替、定期預金の預入･解約や残高照会･入金明細照会ができます。
インターネットバンキング(法人用)	お客さまのパソコンからインターネットを利用して、オフィスやご自宅で取引口座の残高･取引明細の照会･振込･振替がリアルタイムにできます。また、総合振込･給与振込･口座振替等の大量データを一括送信することができます。
投信インターネットサービス	インターネットによる投資信託の買付･解約、残高照会･取引履歴照会、および顧客宛帳票の電子交付ができます。
メールオーダーサービス	住所変更の手続きが郵送でできるサービスです。ご来店いただくことなくお手続きをしていただけるため、営業時間内にご来店が難しいお客さまやお近くに店舗窓口が無いお客さまにもご利用いただけます。
外国為替	海外送金や輸出入の貿易取引を信金中央金庫を通じて取り扱っています。
損害･生命保険の窓口販売	住宅ローン用長期火災保険及び住宅ローン･住宅融資用債務返済支援保険、死亡保険付個人年金保険(定額及び変額保険)、医療･がん保険、定期保険、終身保険、学資保険等の窓口販売を行っています。
投資信託の窓口販売	信金中央金庫が契約している投資信託会社のファンドからお選びいただけます。
確定拠出年金	個人型確定拠出年金制度(iDeCo)のお申込みを窓口で取り扱っております。
私募債の受託業務	事業者の皆さまの資金調達をお手伝いするため、私募債の受託業務を行っています。
国民年金基金取次業務	鳥取県及び島根県国民年金基金への加入申出の受理業務を行っております。

主な手数料一覧

(注)手数料には、消費税8%相当額が含まれています。

○振込手数料(1件につき)

(令和元年7月1日現在)

		振込金額	窓口受付 非会員	窓口受付 会員	ATM利用 非会員	ATM利用 会員
同一店内	振替扱い	3万円未満	108円	54円	無料	無料
		3万円以上	324円	216円		
	現金扱い	3万円未満	432円	432円	216円	216円
		3万円以上			324円	324円
本支店宛	振替扱い	3万円未満	216円	216円	無料	無料
		3万円以上	432円	432円		
	現金扱い	3万円未満	540円	540円	216円	216円
		3万円以上			324円	324円
他行宛	振替扱い	3万円未満	648円	540円	432円	216円
		3万円以上	864円	756円	648円	432円
	現金扱い	3万円未満	1,080円	1,080円	540円	540円
		3万円以上			756円	756円

※視覚障がいまたはその他の障がいのあるATMのご利用が困難なお客さまに対しては、窓口受付の手数料をATM扱いの手数料と同一とさせていただきます。

		同一店内 非会員	同一店内 会員	本支店宛 非会員	本支店宛 会員	他行宛 非会員	他行宛 会員
法人インターネットバンキング	3万円未満	無料	無料	54円	54円	324円	324円
	3万円以上			108円	108円	540円	540円
個人インターネットバンキング	3万円未満	無料	無料	無料	無料	108円	108円
	3万円以上						
モバイルバンキング	3万円未満	無料	無料	54円	54円	108円	108円
	3万円以上						
テレホンバンキング	3万円未満	無料	無料	108円	108円	432円	324円
	3万円以上			216円	216円	540円	432円
FB･HB	3万円未満	無料	無料	108円	108円	432円	324円
	3万円以上			216円	216円	540円	432円
定額自動送金	3万円未満	54円	54円	108円	108円	432円	324円
	3万円以上			216円	216円	540円	432円

○代金取立手数料(1件につき)※

同一手形交換所内(手形･小切手)	当金庫本支店宛	216円
	他行庫宛	
他手形交換所内(手形･小切手)	当金庫本支店宛	432円
	他行庫宛	648円

※指定の手数料を超える費用を要する場合は、その実費を申し受けます。

○組戻･不渡手形返却手数料(1件につき)※

組戻手数料	864円
不渡手形返却料	

○送金手数料(1件につき)

当金庫本支店宛	432円
他行庫宛	648円

○証明書発行手数料(1件につき)

残高証明書	
当金庫所定用紙(定例発行)	324円
当金庫所定用紙(都度発行)	540円
上記以外の用紙	3,240円
融資証明書	10,800円

○CD･ATM利用手数料(1回当たり)

キャッシュカードの種類	ご利用時間帯等			他行との共同コーナーご利用の場合	
1. 当金庫のカード	平日	午後6時まで	無料	午後6時まで	無料
		午後6時以降	◎ 108円	午後6時以降	108円
	土曜日	午後2時まで	無料	午後2時まで	無料
		午後2時以降	◎ 108円	午後2時以降	108円
	日曜日･祝日	終日	◎ 108円	終日	108円
2. 全国の信用金庫のカード 山陰合同銀行のカード	平日	午後6時まで	無料	午後6時まで	108円
		午後6時以降	108円	午後6時以降	216円
	土曜日	午後2時まで	無料	終日	216円
		午後2時以降	108円		
	日曜日･祝日	終日	108円	終日	216円
3. 上記以外のカード	平日	午後6時まで	108円		
		午後6時以降	216円		
	土曜日	午後2時まで	108円		
		午後2時以降	216円		
	日曜日･祝日	終日	216円		

※◎印：当金庫出資会員の方は、当金庫のATMコーナーをご利用の場合、時間外手数料が無料となります。

○両替、金種指定支払、大量硬貨入金手数料

枚数	窓口両替 金種指定支払(1) 大量硬貨入金	両替機利用(2)
1～50枚	無料	無料
51～100枚	216円	200円
101～500枚	324円	
501～1,000枚	756円	400円
1,001枚以上	1,080円	600円

(1)窓口両替の枚数基準は、お持込枚数またはお受取枚数のいずれか多い方の枚数です。金種指定支払は万円券を除きます。以降、1,000枚ごとに540円を加算します。
金種指定支払･大量硬貨入金手数料は、法人、個人事業主が対象となります。
(2)両替機利用の場合、1回のお受取枚数は1,500枚までです。

○その他手数料

	非会員	会員
約束手形帳(50枚)	648円	540円
為替手形帳(25枚)		
小切手帳(50枚)	540円	432円
自己宛小切手(1枚)	324円	216円
通帳･カード再発行手数料	1,080円	972円

リスク管理について

自己資本の充実の状況等

リスク管理の体制について

金融の自由化、グローバル化が進み、金融サービスや金融業務が多様化・高度化してくる一方で、情報技術の進展に伴う金融業務の機械化等により、さまざまなリスクが増大してきています。

当金庫は、「リスク管理の徹底」を経営の最重要課題として取り組み、経営の健全性の維持と適正な収益確保に努めております。「リスク管理規程」や「リスク管理要領」等を制定し、リスク毎の管理部署を定めリスク管理態勢の整備を図っております。さらに、「リスク管理委員会」を設置し、リスクの把握と適切な管理に努めております。また、金融庁検査や日本銀行考査も定期的に実施されております。

1.健全経営　健全かつ安定した経営を行うため、統合的リスク管理を基本とした資産・負債の総合管理を徹底し、自己資本の充実に努めております。

2.リスクコントロール　リスクの特性に応じ、分散化、極小化等リスクコントロールを行っております。

3.適切なリスク管理　統合的なリスク管理の徹底により、リスクの総量が当金庫の体力を上回らないよう適切に管理しております。

4.安定収益の確保　統合的なリスク管理の徹底により、リスクに見合った適切な収益を確保するとともに収益の安定化を図っております。

リスク管理に関する体系図

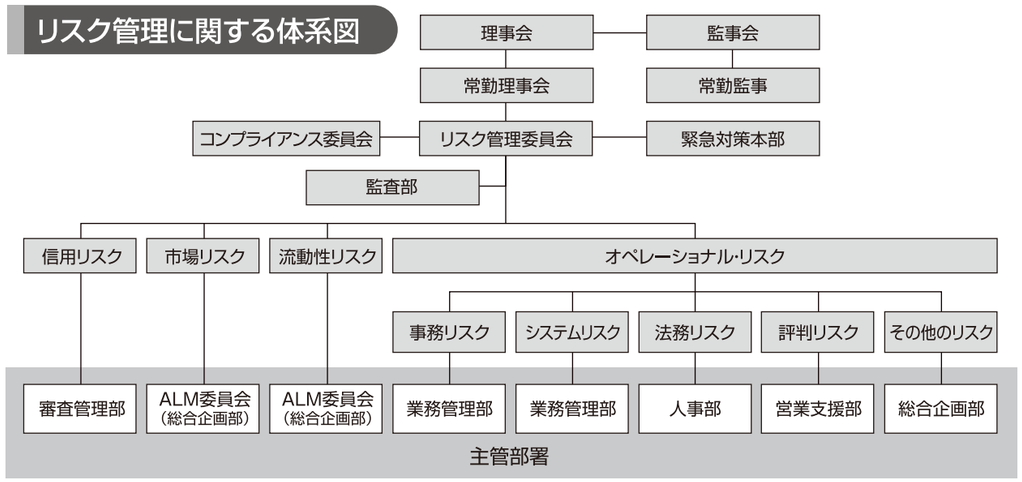

信用リスクに関する事項

■リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、お取引先（貸出先）の財務状況の悪化などにより、融資の回収（元金・利息）が困難となり、当金庫が損失を被るリスクのことです。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要なリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念・規範等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理の徹底を図っております。

融資の審査・管理においては、貸出資産の健全性を確保するために、審査管理部門と営業支援部門を分離し、厳格な審査態勢をとるとともに、相互に牽制が働く体制としています。信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、特定業種や大口与信先への与信集中によるリスクを制御するため、定期的にモニタリングを行い、さまざまな角度から分析を加え、その結果をリスク管理委員会で審議しております。また、当金庫では、信用格付システムや不動産評価システムの導入等を行い、信用リスク計測における精緻化を図っております。

信用コストである貸倒引当金については、法令等に基づき適切で厳格な引当を実施して万一に備えています。一般貸倒引当金にあたる正常先、その他要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金については、破綻懸念先に対しては、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額に対して引当金を計上しております。また、実質破綻先及び破綻先に対しては、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して全額を引当金として計上しております。なお、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

■リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトとは、債権の危険度を表す指標であり、自己資本比率を算出する際のリスク・アセット額を求めるために使用する資産毎の掛目のことです。自己資本比率の算出方法の中で標準的手法(あらかじめ定められたリスク・ウェイトを使用する手法)を採用する金融機関については、リスク・ウェイトの判定に適格格付機関の付する格付（外部格付）の区分毎に定められたリスク・ウェイトを使用することになります。当金庫は標準的手法を採用しており、保有する資産の一部（有価証券等）について以下の4機関の格付をリスク・ウェイトの判定に使用しております。

1. 格付投資情報センター（R&I）
2. 日本格付研究所（JCR）
3. スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービシズ
4. ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク

■信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

＜地域別・業種別・残存期間別＞

（単位:百万円）

エクスポージャー区分 ／ 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャーの期末残高						3ヵ月以上延滞エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ取引以外のオフ・バランス取引		債券			
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
国内	192,018	177,886	111,764	109,525	14,022	876	220	157
国外	5,616	—	—	—	5,616	0	—	—
地域別合計	197,635	177,886	111,764	109,525	19,638	876	220	157
製造業	7,848	8,452	7,584	7,300	1,051	283	8	—
農、林、漁業	346	273	346	273	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	52	122	52	122	100	—	—	—
建設業	7,513	8,078	7,513	7,797	250	—	69	55
電気・ガス・熱供給・水道業	666	1,550	632	548	701	34	—	—
情報通信業	385	256	359	256	—	25	—	—
運輸業、郵便業	1,974	2,881	1,940	1,762	1,128	33	—	—
卸売業、小売業	10,563	11,228	10,563	10,326	1,202	—	41	17
金融業、保険業	5,672	20,121	5,186	2,929	9,661	484	—	—
不動産業	22,541	22,904	22,539	21,753	1,251	2	40	35
物品賃貸業	243	97	243	97	—	—	1	—
学術研究、専門・技術サービス業	1,093	1,020	1,093	1,020	—	—	—	—
宿泊業	7,103	7,007	7,103	7,007	—	—	—	—
飲食業	3,055	3,054	3,055	3,054	—	—	4	—
生活関連サービス業、娯楽業	2,011	1,948	2,001	1,948	—	10	18	—
教育・学習支援業	1,107	1,045	1,107	1,045	—	—	—	—
医療、福祉	4,251	4,666	4,251	4,416	200	—	—	—
その他のサービス	5,408	4,662	5,406	4,512	100	2	—	21
国・地方公共団体等	9,036	13,249	9,036	10,139	3,992	—	—	—
個人	21,743	23,136	21,743	23,136	—	—	34	27
その他	85,013	42,130	—	—	—	—	—	—
業種別合計	197,635	177,886	111,764	109,525	19,638	876	220	157
1年以下	24,988	28,015	24,986	25,624	1,116	1		
1年超3年以下	7,009	12,433	6,976	9,940	4,897	31		
3年超5年以下	11,355	21,925	11,348	13,702	2,411	6		
5年超7年以下	7,402	17,569	7,402	13,465	3,941	14		
7年超10年以下	14,622	29,872	14,607	24,884	2,204	9		
10年超	46,250	25,048	46,250	20,940	5,068	—		
期間の定めのないもの	86,006	43,021	192	891	—	812		
残存期間別合計	197,635	177,886	111,764	109,448	19,638	876		

（注）1. オフ・バランス取引はデリバティブ取引を除く。
2.「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。
具体的には、現金、有形固定資産などが含まれます。
4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■業種別の個別貸倒引当金残高及び貸出金償却

（単位:百万円）

業種区分	個別貸倒引当金期末残高		貸出金償却	
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
製造業	457	53	—	—
農、林、漁業	—	60	—	—
建設業	—	—	4	31
情報通信業	2	2	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—
卸売業、小売業	357	312	11	16
金融業、保険業	—	—	—	—
不動産業	71	72	89	—
宿泊業	—	—	—	—
飲食業	89	111	—	1
生活関連ｻｰﾋﾞｽ業、娯楽業	100	98	17	—
教育・学習支援業	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—
その他のサービス	—	—	—	—
個人	3	4	7	—
その他	15	16	—	—
合計	1,098	734	131	49

（注）1.当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
3.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額については、44ページに掲載しております。

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

（単位:百万円）

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	平成29年度		平成30年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	41,636	—	25,114
10%	—	10,975	—	13,465
20%	38,662	9,648	9,319	32,429
35%	—	14,661	—	14,679
40%	300	—	2,705	—
50%	4,406	722	4,403	186
75%	—	32,923	—	32,352
100%	1,101	42,524	1,602	41,570
150%	—	71	—	57
250%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	197,635		177,886	

（注）1.格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2.エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3.コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入部分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、当金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、信用リスク・アセット額を算出する際、信用リスクが低いと判断される資産について定められた方法により削減額を資産から控除することができる手法のことです。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

当金庫では、信用リスク削減について以下の手法を採用しております。

1.適格金融資産担保

定期預金及び定期積金を担保としている貸出金について、担保額を信用リスク削減額としております。担保額は貸出債権残高を上限とし、定期預金は元金、定期積金は掛込残高の範囲内としております。

2.貸出金と自金庫預金の相殺

信用リスク削減の計算上、貸出先毎に貸出金と担保に供していない預金の一部を相殺しております。相殺に使用する預金の種類は積立定期預金を除く定期預金及び定期積金とし、信用リスク削減額については、貸出金の残存期間を上回る預金については全額を信用リスク削減額としておりますが、貸出金の残存期間を下回る預金については削減を行っておりません。

3.保証

保証債権(保証される部分に限る)については、国、地方公共団体、政府関係機関等及び一定以上の格付が適格格付機関により付与されている法人が保証している場合、原資産及び債務者のリスク・ウェイトに代えて当該保証人のリスク・ウェイトを適用しております。

なお、当金庫では、融資判断に際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の方の資質など、様々な角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保または保証に過度に依存しないような融資の判断姿勢に徹しております。ただし、判断の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取り扱いに努めております。

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

（単位:百万円）

信用リスク削減手法／ポートフォリオ	平成29年度		平成30年度	
	適格金融資産担保	保証	適格金融資産担保	保証
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額	2,247	8,178	2,118	7,449

（注）当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

市場リスクに関する事項

■リスク管理の方針及び手続きの概要

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等、市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産の価値が変動し損失を被るリスクのことです。市場リスクには、金利変動に伴い損失を被る「金利リスク」と有価証券等の価格変動に伴って資産価格が減少する「価格変動リスク」、外国為替相場の変動に伴って損失が発生する「為替リスク」があります。

当金庫では、市場リスクについて、リスクを適正に把握し、これを当金庫として取り得る許容範囲内に収めるとともに、市場リスクの管理と配分による適切な収益の確保を目的としております。

リスク・ファクターの変動については、「ALM委員会」を設置し、資産・負債のバランスを総合的に管理しております。具体的には、金融動向と金利予測をベースに収益実績の管理、収益シミュレーションの策定を行い、その予測と実績の差異などを把握・検討し、市場リスクや流動性リスクを管理しつつ資金調達・運用の効率化と適正収益の確保を図り、協議内容についてはリスク管理委員会へ、また必要に応じて常勤理事会へ付議・報告しております。

リスク量については、有価証券VaR、金利リスク量及び株式・投資信託等の価格変動リスク量を計測し、自己資本への影響度のモニタリングを行い、ポートフォリオの適正化を図っております。

流動性リスクに関する事項

■リスク管理の方針及び手続きの概要

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流失により、通常よりも著しく高い金利での調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクのことです。

当金庫では、市場流動性の状況を適切に把握し対応するとともに、当金庫の資金調達・運用構造に即した適切かつ安定的な資金繰り体制を目指すことを基本方針としております。

日々の資金繰りについては、即時に換金できる流動性の高い資金(支払準備資産)が適正な水準を維持するよう管理するとともに、毎月、資金繰りの状況について「ALM委員会」へ報告し、必要に応じて常勤理事会へ付議・報告しております。流動性資金の確保に向けた緊急時の資金調達手段としては、平時より信金中央金庫に資金を預けるなど十分な支払準備資産を確保するほか、資金繰り状況に応じた対応策を「流動性危機対応マニュアル」において定め、不測の事態に備えております。

オペレーショナル・リスクに関する事項

■リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、徹底して抑制・回避すべきリスクであり、当金庫では「リスク管理の基本方針」を踏まえ、「事務リスク」、「システムリスク」、「法務リスク」、「評判リスク」の各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関する基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを認識し、評価しております。また、これらのリスクに関しましては、リスク管理委員会において定期的に協議・検討を行うとともに、必要に応じて常勤理事会に付議・報告しております。

リスクの計測に関しましては、当面、基礎的手法を採用することとし、同手法に基づく平成31年3月期のオペレーショナル・リスク相当額は、396百万円となりました。

自己資本の構成に関する事項

本事項にて開示する諸計数は、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

■自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金、資本剰余金及び利益剰余金等のほか、適格旧資本調達手段として自己資本への算入が認められている期限付劣後ローンにより構成されています。なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	米子信用金庫	米子信用金庫	米子信用金庫
資本調達手段の種類	普通出資	非累積的永久優先出資	期限付劣後ローン
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	1,890百万円	600百万円	933百万円
償還期限	—	—	令和5年11月30日
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約がある場合は、その概要	—	—	発行日（平成25年12月30日）より5年が経過した日以降、監督官庁に事前に提出され、受理された場合、残高の全部又は一部を償還可能

■自己資本比率

当金庫の平成31年3月期の自己資本比率は8.16%で、信用金庫等の国内で業務を行う金融機関に課せられた最低の基準である4%を大きく上回る水準を維持し、健全性は十分に確保されております。

自己資本比率は、金融機関の財務の健全性をみるための主要なバロメーターとなります。当金庫の自己資本のうち、配当や利払い等返済負担のないこれまでの利益の蓄積である「特別積立金」の額は1,496百万円であります。今後も当金庫は、健全経営に徹し収益力の強化を図りながら安定した自己資本の積上げを行っていき、強固な経営基盤を確立することが最も重要な課題であると考えております。

（単位:百万円）

項　　目	平成29年度	経過措置による不算入額	平成30年度
コア資本に係る基礎項目　（1）			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	4,087		5,186
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,070		3,090
うち、利益剰余金の額	2,066		2,158
うち、外部流出予定額（△）	50		62
うち、上記以外に該当するものの額	—		—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,047		1,057
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,047		1,057
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,200		933
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	204		159
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）	6,540		7,337
コア資本に係る調整項目　（2）			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	19	4	22
うち、のれんに係るものの額	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	19	4	22
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	70	17	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）	90		22
自己資本			
自己資本の額（（イ）ー（ロ））　（ハ）	6,450		7,314
リスク・アセット等　（3）			
信用リスク・アセットの額の合計額	83,819		84,637
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計	△ 1,020		△ 717
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）	4		
うち、繰延税金資産	—		
うち、前払年金費用	—		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 1,801		△ 1,425
うち、上記以外に該当するものの額	775		708
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	5,294		4,960
信用リスク・アセット調整額	—		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—
リスク・アセット等の額の合計額　（ニ）	89,113		89,598
自己資本比率			
自己資本比率（（ハ）/（ニ））	7.23%		8.16%

（注）自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

自己資本の充実度に関する事項

■信用リスク及びオペレーショナル・リスクの所要自己資本の額

（単位:百万円）

項　　目	平成29年度 リスク・アセット	平成29年度 所要自己資本額	平成30年度 リスク・アセット	平成30年度 所要自己資本額
イ.信用リスクアセット・所要自己資本の額の合計	83,819	3,352	84,637	3,385
①標準的手法が適用されるポートフォリオ毎のエクスポージャー	84,513	3,380	83,166	3,326
(i)ソブリン向け	479	19	390	15
(ii)金融機関向け	9,276	371	9,270	370
(iii)法人等向け	29,801	1,192	28,617	1,144
(iv)中小企業等・個人向け	21,228	849	21,753	870
(v)抵当権付住宅ローン	5,089	203	5,089	203
(vi)不動産取得等事業向け	9,152	366	9,424	376
(vii)3ヵ月以上延滞等	218	8	183	7
(ix)その他	1,985	79	1,704	68
(x)上記以外	7,281	291	6,733	269
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	2,625	105	2,375	95
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,781	71	1,816	72
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー			—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー			—	—
上記以外のエクスポージャー	2,874	114	2,542	101
②証券化エクスポージャー	259	10	267	10
証券化　STC要件適用分			—	—
非STC要件適用分	259	10	267	10
再証券化	—	—	—	—
③-1複数の資産を裏付けとする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
③-2.リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー			1,846	73
ルックスルー方式			1,846	73
マンデート方式			—	—
蓋然性方式（250%）			—	—
蓋然性方式（400%）			—	—
フォールバック方式（1,250%）			—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	780	31	708	28
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,801	△ 72	△ 1,425	△ 57
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	65	2	73	2
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	1	0	0	0
ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	5,294	211	4,960	198
ハ.単体総所要自己資本額（イ+ロ）	89,113	3,564	89,598	3,583

（注）1.所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
2.「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3.「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4.当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスクを算定しています。

<オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）}\times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

5.単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

派生商品取引の取引相手のリスクに関する事項

■リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、リスクヘッジを目的に派生商品取引を行っております。派生商品取引には市場リスクや取引相手方に対する信用リスクが内包され、カレント・エクスポージャー方式によって与信相当額を算出しております。

■派生商品取引の取引相手のリスクに関する事項

（単位:百万円）

	平成29年度	平成30年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	
外国為替関連取引の与信相当額	213	—
金利関連取引の与信相当額	4	4
株式関連取引の与信相当額	—	—

※長期決済期間取引に該当するものはありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

■リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫における証券化取引の役割としては、投資家並びにオリジネーターがあります。投資業務については、有価証券投資等の一環として捉え、リスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握し、適切なリスク管理に努めております。
一方、オリジネーター業務については、中小企業者の資金調達の一手段としての位置付けと捉えております。

■証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、標準的手法を採用しております。

■証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

■証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4機関を採用しております。

1.格付投資情報センター(R&I)　　2.日本格付研究所(JCR)
3.スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービシズ　　4.ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク

■保有する証券化エクスポージャーの額

(単位:百万円)

	平成29年度		平成30年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	1,497	—	1,793	—

■保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	平成29年度				平成30年度			
	エクスポージャー残高		所要自己資本の額		エクスポージャー残高		所要自己資本の額	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
0% ～ 15%未満	400	—	1	—	592	—	2	—
15% ～ 50%未満	1,097	—	8	—	1,200	—	8	—
50% ～ 100%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
100% ～ 250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
250% ～ 400%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
400% ～ 1,250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	1,497	—	10	—	1,793	—	10	—

(注)所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%
ただし、「リスク・ウェイト区分」「エクスポージャー残高」「所要自己資本の額」は、いずれも信用リスク削減効果等を勘案後の内容であるため、上記の計算式と一致しない場合があります。

出資等エクスポージャーに関する事項

■リスク管理の方針及び手続きの概要

1. 銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他投資事業組合等への出資金が該当します。
2. そのうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスク認識については、時価評価及び予想損失額(VaR)によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や設定されたリスク限度額の遵守状況を定期的にALM委員会、リスク管理委員会で他のリスクと併せて協議・検討を行うとともに、必要に応じて常勤理事会に付議・報告しております。
一方、非上場株式、政策投資株式、その他投資事業組合等への出資金に関しては、当金庫が定める「余裕資金運用基準」などに基づいて適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、常勤理事会に報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。
なお、当該取引に係る会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

■貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区　分	平成29年度		平成30年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	1,048	1,048	631	631
非上場株式等	1,145	—	1,171	—
合　計	2,193	1,048	1,802	631

(注)1.「上場株式等」は、上場株式のほか信金中央金庫優先出資証券です。
2.投資信託の裏付資産のうち出資等に該当するものは、上場株式等に含めております。
3.「非上場株式」は、非上場株式のほか信金中央金庫普通出資金、投資事業組合出資金等です。

■出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	平成29年度	平成30年度
売却益	0	4
売却損	—	—
償却	—	—

(注)損益計算書における損益の額を記載しております。

■貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成29年度	平成30年度
評価損益	7	4

■貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成29年度	平成30年度
評価損益	—	—

■リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	マンデート方式を適用するエクスポージャー	蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー
平成29年度					
平成30年度	15,791	—	—	—	—

銀行勘定における金利リスクに関する事項

■リスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定の金利リスクとは、金利が変動することによって、保有する資産や負債等の価値(現在価値)や、貸出金や借入金の金利差などから得られる将来収益(金利収益)が変動するリスクをいいます。当金庫では、「99%タイル又は1%タイル値」による金利ショックを毎月、金利ショック下の銀行勘定の現在価値変動(⊿EVE)を四半期毎に評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

他にも、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度などを計測し、「ALM委員会」、「リスク管理委員会」で協議・検討をするとともに、必要に応じて常勤理事会に付議・報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。金利リスクのコントロールについては、資産や負債の残高や期間構成を変化させるだけでなく、金利スワップなどのヘッジ手段も使用しています。

■金利リスクの算定手法の概要

1. ⊿EVEについて

定量的事項で開示されている金利リスクは、金利ショック下の銀行勘定の現在価値変動(⊿EVE)を示しています。⊿EVEについては、金利上昇時に現在価値が減少し、指定のシナリオのうち上方パラレルシフトの⊿EVEが最大値となります。

普通預金や当座預金等の要求払預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の皆さまのご要望によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、当金庫では、要求払預金残高の50%相当額を0～5年の期間に均等に振り分けて(平均2.5年)リスク量を算定しております。固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約については考慮していません。算出した金利リスクが正となる通貨のみを合算し、通貨間の相関は考慮していません。スプレッド及びその変動は考慮しておりません。内部モデルは使用しておりません。

2. その他の金利リスク計測について

内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(預金、貸出金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債)について、金利の変動により発生するリスク量をみるものです。当金庫では、複数の金利変動幅のシナリオを想定し金利リスク量を計測しております。金利ショックを「99%タイル又は1%タイル値」で計算し、金利ラダー方式(金利更改日までのリスク量を計算する方式)により算定しております。普通預金や当座預金等の要求払預金の金利リスク量は、上記と同様のコア預金モデルを採用しています。

■金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB:金利リスク			
項番		⊿EVE	
		当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	4,163	
2	下方パラレルシフト	—	
3	スティープ化		
4	フラット化		
5	短期金利上昇		
6	短期金利低下		
7	最大値	4,163	
		当期末	前期末
8	自己資本の額	7,314	

(注)1.金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。
2.「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(2019年2月18日)による改正を受け、2019年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。このため、開示初年度につき、当期末分のみを開示しております。
なお、昨年開示した旧基準による「金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額」(平成29年度)は、714百万円であります。この算出に使用した金利ショックは、旧アウトライヤー基準に係るパーセンタイル値であり、当期末の⊿EVEとは計測定義等が異なります。このため、両者の差異が金利リスク量の増減を示すものではありません。

用語解説

自己資本関係	リスク・アセット	リスクを有する資産（貸出金や有価証券など）を、リスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産金額。
	エクスポージャー	リスクにさらされている資産のことを指しており、具体的には貸出金、外国為替取引、デリバティブ取引などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当。
	ソブリン	各国の政府や政府機関が発行する債券の総称をソブリン債券という。その国で発行されている有価証券の中では一番信用度が高い債券とされるもので、具体的には、中央政府、中央銀行、地方公共団体、政府関係機関、その他中央政府以外の公共部門などを指す。
	繰延税金資産	金融機関が不良債権の処理等に伴って支払った税金が将来還付されることを想定して、自己資本に算入する帳簿上の資産。会計上の費用（または収益）と税法上の損金（または益金）の認識時期の違いによる「一時差異等」を税効果会計によって調整することで生じる。
信用リスク関係	リスク・ウェイト	債権の危険度を表す指標。自己資本比率規制で総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用いる。
	ALM	ALM（Asset Liability Management）は、資産・負債の総合管理といい、主に金融機関において活用されているバランスシートのリスク管理方法。
	適格格付機関	バーゼルⅢにおいて、金融機関がリスクを算出するに当たって、用いることができる格付を付与する格付機関のこと。金融庁長官は、適格性の基準に照らして適格と認められる格付機関を適格格付機関に定めている。
	信用リスク削減手法	金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当。ただし、バーゼルⅢにおける信用リスク削減手法としては、告示に定める適格金融資産担保（現金、自金庫預金、国債等）、同保証（国、地方公共団体等）、自金庫預金と貸出金の相殺等をいう。
市場リスク関係	派生商品取引	（＝デリバティブ取引）有価証券や通貨、金といった金融資産（原資産）の取引から派生し、原資産の現物価格によってその価格が決定される商品を指す。具体例としては、先物、先渡し、スワップ、オプション等が挙げられる。
	証券化エクスポージャー	金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化をする資産。
	オリジネーター	原資産の所有者。
金利リスク関係	コア預金	明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金のこと。具体的には、①過去5年間の最低残高、②過去5年間の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、または、③現残高の50%のうち、最小の額を上限とし、満期は5年以内（平均2.5年）として金融機関が独自に定める。
	金利ショック	金利の変化（衝撃）のことで、上下2パーセントの平行移動や1パーセンタイル値と99パーセンタイル値といった算出方法がある。
	パーセンタイル値	計測値を順番に並べたうちのパーセント目の値。99パーセンタイル値は99パーセント目の値。
	⊿EVE	⊿EVE（Economic Value of Equity）は、金融機関が保有するポジションの経済的価値の、金利ショックに対する減少額のこと。

法令遵守（コンプライアンス）の体制について

コンプライアンスとは、「法令やルール等を厳格に遵守し、さらには倫理等の社会的規範を忠実にかつ誠実に遵守し、公正な企業活動を遂行する」ことをいいます。

■法令遵守（コンプライアンス）の基本方針

当金庫では、地域の中小企業と地域住民のための協同組織金融機関としての社会的責任と公共的使命の重みを常に認識し、「コンプライアンス態勢」の確立と実践こそが企業存立の大前提という理念に立ち、これを経営の最重要課題と位置付け、役職員全員が高い倫理観を持って職務にあたるよう、日頃から取り組んでいます。

（1）米子信用金庫の社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努めます。
（2）創意と工夫を活かした金融および非金融サービスの提供を通じて、地域社会の発展に貢献します。
（3）あらゆる法令やルールを遵守し、社会的規範に決してもとることのない公正な業務運営を行います。
（4）経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図ります。
（5）職員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保します。
（6）環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組みます。
（7）社会と共に歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取り組みます。
（8）社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除します。

コンプライアンス態勢強化への取り組み

当金庫では、金庫全体のコンプライアンスを統括する部署として、人事部コンプライアンス課を設置しています。毎年コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を策定し、これに基づいてコンプライアンスの実践を図っています。

コンプライアンスに関する規程として、企業倫理確立のための「倫理綱領」、職員が守るべき行動規範としての「倫理行動基準10ヵ条」、コンプライアンス上の問題点について報告し対応するための「コンプライアンス規程」、「不祥事件対応規程」、コンプライアンス違反等を通報するための「公益通報者保護規程」、遵守すべき法令事例等を取りまとめた「コンプライアンス・マニュアル」、反社会的勢力等に対して断固排除するための「反社会的勢力対応規程」などを制定し、役職員全員に配布し周知を図っています。本部・営業店のコンプライアンス取組み状況に対する各種モニタリング、コンプライアンスに係る情報発信や研修等を通じた啓発活動を行っています。さらに本部・営業店に「コンプライアンス担当者」を配置することにより、本部・営業店が一体となってコンプライアンス態勢の実効性の確保を図っています。

また、お客さまからの相談・照会・要望・苦情等を受付ける「お客様相談室」を設置し、営業店の店頭にはお客さまから直接ご意見を頂くための「お客様カード（ハガキ）」を備え付けるなど、コンプライアンス態勢強化を図っています。

特に今期は不祥事件の発生を踏まえ、コンプライアンス態勢の更なる強化に向けた取組みを進めています。

個人情報保護について

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、個人情報の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の関係法令等を遵守するとともに、個人情報管理委員会を組織し、継続的な安全管理に努めております。

当金庫は、以下の個人データの安全管理措置を講じております。

1.「個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）」、「個人情報保護規程」、「特定個人情報取扱規程」、「個人データの安全管理規程」、「個人情報等漏洩防止管理規程」、「個人情報の盗難・紛失等事故対策マニュアル」等の個人情報保護に関する規程を整備しております。
2. 個人データの安全管理に係る業務遂行の総責任者である個人情報管理責任者を設置するとともに、営業店および本部各部に個人情報管理者を設置し、個人情報の取り扱いや保管状況の点検を実施し、個人情報保護の徹底を図っております。また監査部門による立ち入り監査を定期的に実施しております。更に、個人情報保護に関する説明会・研修会を全職員を対象に実施しております。
3. 全てのパソコン、端末装置にセキュリティーシステムを導入し個人情報の漏洩、滅失・毀損防止に万全を期しております。

金融商品の勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、適正な勧誘を図ることとします。

1.当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2.金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3.当金庫は、断定的判断を申し上げたり、事実と異なる情報を提供するなど、お客さまの誤解を招くような勧誘は行いません。
4.当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5.当金庫は、金融商品の適正な勧誘が行えるよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。

（注）当金庫は、確定拠出年金運営管理機関として、確定拠出年金法上の「企業型年金に係る運営管理業務のうち運用の方法の選定及び加入者等に対する提示の業務」及び「個人型年金に係る運営管理機関の指定もしくは変更」に関しても本勧誘方針を準用いたします。

利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法及び金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針及び当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1.当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2.当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
（1）次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
①当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
②当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
③当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
（2）①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
3.当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
①対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
②対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
③対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
④対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
4.当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置及び責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を一元的に行います。
また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令及び庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5.当金庫は、利益相反管理態勢の適切性及び有効性について定期的に検証します。

反社会的勢力に対する基本方針

私ども米子信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するために、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1.当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2.当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3.当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4.当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5.当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

金融ADR制度への対応

[苦情処理措置]

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日(9時～17時)に営業店またはお客様相談室(電話:0120−475−818)にお申し出ください。

[紛争解決措置]

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記お客様相談室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03−3517−5825)にお申し出があれば、東京弁護士会(電話:03−3581−0031)、第一東京弁護士会(電話:03−3595−8588)、第二東京弁護士会(電話:03−3581−2249)の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法(現地調停)や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法(移管調停)があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫お客様相談室」にお尋ねください。

金融円滑化への取り組みについて

1.地域金融円滑化のための基本方針について

当金庫は、地域の中小企業及び個人のお客さまの金融の一層の円滑化に向けた取り組みを強化するため、以下の方針に基づき、地域における金融仲介機能の最大限の発揮に努めてまいります。

取組方針

地域の中小企業及び個人のお客さまへの金融仲介機能の提供は、地域に根ざして金融事業を展開する信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。
当金庫は、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客さまの抱えている問題・課題を十分に把握し、その解決に向けて真摯に取り組みます。

2.貸付条件の変更等の状況

貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権

1.債務者が中小企業者である場合

(単位：件、百万円)

	平成30年9月末		平成31年3月末	
	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	3,259	111,098	3,374	114,384
うち、実行に係る貸付債権	3,010	104,142	3,116	107,322
うち、謝絶に係る貸付債権	72	2,137	73	2,140
うち、審査中の貸付債権	24	728	33	836
うち、取下げに係る貸付債権	153	4,088	152	4,086

2.債務者が住宅資金借入者である場合

(単位：件、百万円)

	平成30年9月末		平成31年3月末	
	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	75	836	79	845
うち、実行に係る貸付債権	57	682	61	691
うち、謝絶に係る貸付債権	2	17	3	23
うち、審査中の貸付債権	1	5	0	0
うち、取下げに係る貸付債権	15	131	15	131

(注)上記表1、2の数値は、金融円滑化法が施行された平成21年12月以降の累計数値です。

直近の事業年度における事業の概況[平成30年度の概況] …… 29
財務諸表 …… 30
預金に関する指標 …… 36
貸出金等に関する指標 …… 37
有価証券に関する指標 …… 39
主要な業務の状況を示す指標 …… 41
会員数・出資金 …… 42
職員の状況 …… 42
リスク管理債権の状況 …… 43
金融再生法開示債権 …… 44
貸倒引当金等 …… 44

(注)記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
構成比、利回り、増減率等は、小数点第3位以下を切り捨てて記載しております。

■ 直近の事業年度における事業の概況【平成30年度の概況】

我が国経済は、景気は緩やかな回復を続けていますが、米中貿易摩擦による影響が懸念され、当地においても先行きは不透明な状況にあります。

こうした中、預金の期末残高は、182,232百万円と前期比2,858百万円（同1.54%）の減少となり、貸出金の期末残高は、107,319百万円と前期比3,153百万円（同2.85%）の減少となりました。

収益状況につきましては、貸出金利息収入の減少などから経常収益は減少しました。一方で貸倒引当金の減少などから経常費用は減少しました。この結果、平成30年度決算は減収増益となりました。

自己資本比率につきましては、8.16%と前期比0.93ポイント上昇し、国内基準である4%の2倍以上を確保しております。また、不良債権比率は3.64%と前期比0.56ポイント低下しました。

■ 直近の5事業年度における主要な事業の状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
業務純益（百万円）（又は業務純損失（△））	850	323	418	△114	88
経常収益（百万円）	3,805	3,763	3,521	3,090	3,031
経常費用（百万円）	3,372	3,511	3,379	3,953	2,915
経常利益（百万円）（又は経常損失（△））	433	251	142	△863	115
当期純利益（百万円）（又は当期純損失（△））	230	107	112	△1,461	105
出資総額（百万円）	784	997	1,420	1,770	2,490
普通出資	484	697	1,120	1,470	1,890
優先出資	300	300	300	300	600
出資総口数（千口）	13,689	17,943	26,414	33,418	45,803
普通出資	9,689	13,943	22,414	29,418	37,803
優先出資	4,000	4,000	4,000	4,000	8,000
純資産額（百万円）	5,612	5,626	5,360	4,051	5,880
総資産額（百万円）	198,042	198,655	200,777	195,308	192,677
預金積金残高（百万円）	188,390	189,087	189,090	185,090	182,232
貸出金残高（百万円）	109,416	110,485	111,125	110,472	107,319
有価証券残高（百万円）	56,108	48,131	43,014	38,530	44,846
単体自己資本比率（%）	8.78	8.84	8.95	7.23	8.16
普通出資に対する配当金（円）（出資1口（50円）当たり）	1	1	1	1	1
優先出資に対する配当金（円）（出資1口（50円）当たり）	6	6	6	6	6、3
役員数（人）	11	10	11	12	12
うち常勤役員数（人）	6	5	6	7	7
職員数（人）	213	215	208	200	200
会員数（人）	14,856	14,931	15,584	15,958	16,001

（注）1.業務純益とは、一般企業でいう営業利益に該当するもので金融機関が本来業務であげた利益のことで、収益力を示す重要な指標となっています。
2.経常収益とは、貸出金利息等の資金運用収益、為替手数料等の役務取引等収益、国債等債券売却益等のその他業務収益、株式等売却益等の臨時収益を合計したものです。
3.経常費用とは、預金利息等の資金調達費用、支払為替手数料等の役務取引等費用、国債等債券売却損等のその他業務費用、貸倒引当金繰入額、人件費や物件費等の経費、貸出金償却等の臨時費用を合計したものです。
4.経常利益＝経常収益－経常費用
5.残高計数は期末日現在のものであり、総資産には債務保証見返は含んでおりません。
6.自己資本比率は、「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準を採用しております。
7.平成30年度の優先出資に対する配当金（出資1口当たり）は、配当率により年換算した金額を記載しております。

■ 財務諸表

貸借対照表

（単位：百万円）

（資産の部）

科目	第96期（平成30年3月31日現在）	第97期（平成31年3月31日現在）
（資産の部）		
現金	3,785	4,484
預け金	43,141	36,331
コールローン	—	—
買入金銭債権	—	—
金銭の信託	—	—
有価証券	38,530	44,846
国債	3,135	2,353
地方債	930	824
社債	11,141	11,187
株式	412	429
その他の証券	22,911	30,051
貸出金	110,472	107,319
割引手形	544	792
手形貸付	7,139	7,971
証書貸付	92,200	88,277
当座貸越	10,588	10,278
その他資産	1,292	1,321
未決済為替貸	24	37
信金中金出資金	711	711
前払費用	5	4
未収収益	149	158
その他の資産	401	410
有形固定資産	2,228	2,151
建物	611	655
土地	1,331	1,141
リース資産	16	5
建設仮勘定	—	—
その他の有形固定資産	268	348
無形固定資産	34	31
ソフトウェア	23	19
その他の無形固定資産	11	11
繰延税金資産	76	47
債務保証見返	655	1,368
貸倒引当金	△ 4,253	△ 3,855
（うち個別貸倒引当金）	△ 1,098	△ 734
合計	195,963	194,045

（負債及び純資産の部）

科目	第96期（平成30年3月31日現在）	第97期（平成31年3月31日現在）
（負債の部）		
預金積金	185,090	182,232
当座預金	3,394	3,455
普通預金	71,751	75,847
貯蓄預金	1,026	1,058
通知預金	919	851
定期預金	104,550	98,024
定期積金	3,054	2,779
その他の預金	393	215
譲渡性預金	—	—
借用金	4,712	3,363
借入金	4,712	3,363
当座借越	—	—
その他負債	553	437
未決済為替借	58	76
未払費用	154	136
給付補塡備金	1	0
未払法人税等	11	11
前受収益	57	48
払戻未済金	3	3
職員預り金	112	112
金融派生商品	11	13
リース債務	16	5
その他の負債	127	27
賞与引当金	60	58
退職給付引当金	440	399
役員退職慰労引当金	13	16
その他の引当金	176	94
繰延税金負債	—	—
再評価に係る繰延税金負債	209	195
債務保証	655	1,368
負債の部合計	191,911	188,165
（純資産の部）		
出資金	1,770	2,490
普通出資金	1,470	1,890
優先出資金	300	600
資本剰余金	300	600
資本準備金	300	600
利益剰余金	2,066	2,158
利益準備金	540	540
その他利益剰余金	1,526	1,618
特別積立金	2,886	1,436
当期未処分剰余金	△1,359	182
会員勘定合計	4,137	5,248
その他有価証券評価差額金	△634	118
土地再評価差額金	548	512
評価・換算差額等合計	△85	631
純資産の部合計	4,051	5,880
合計	195,963	194,045

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

（単位：千円）

科目	第96期 平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで	第97期 平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで
経常収益	3,090,935	3,031,527
資金運用収益	2,658,355	2,513,106
貸出金利息	2,089,338	2,039,259
預け金利息	58,961	50,835
コールローン利息	—	—
有価証券利息配当金	489,775	402,731
金利スワップ受入利息	—	—
その他の受入利息	20,280	20,280
役務取引等収益	304,778	299,237
受入為替手数料	131,840	128,265
その他の役務収益	172,937	170,972
その他業務収益	52,709	41,731
外国為替売買益	—	409
国債等債券売却益	37,945	12,080
国債等債券償還益	—	—
その他の業務収益	14,763	29,241
その他経常収益	75,091	177,451
償却債権取立益	67,877	95,163
株式等売却益	1,039	4,392
金銭の信託運用益	—	—
その他の経常収益	6,174	77,895
経常費用	3,953,956	2,915,843
資金調達費用	124,985	91,411
預金利息	81,807	53,079
給付補塡備金繰入額	639	387
譲渡性預金利息	—	—
借用金利息	37,173	33,085
金利スワップ支払利息	4,799	4,294
その他の支払利息	565	565
役務取引等費用	244,409	250,777
支払為替手数料	45,487	44,859
その他の役務費用	198,921	205,918
その他業務費用	261,654	349,128
外国為替売買損	355	—
国債等債券売却損	1,553	4,042
国債等債券償還損	259,672	342,511
国債等債券償却	—	—
金融派生商品費用	—	2,166
その他の業務費用	73	407
経費	2,188,910	2,111,039
人件費	1,325,077	1,267,605
物件費	829,965	809,258
税金	33,867	34,175
その他経常費用	1,133,996	113,486
貸倒引当金繰入額	909,575	17,162
貸出金償却	131,789	49,832
株式等売却損	16,418	—
株式等償却	—	—
金銭の信託運用損	—	—
その他資産償却	6,486	5,695
その他の経常費用	69,726	40,796

科目	第96期 平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで	第97期 平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで
経常利益	△863,021	115,683
特別利益	—	15,589
固定資産処分益	—	15,589
その他の特別利益	—	—
特別損失	261,573	5,461
固定資産処分損	77,042	0
減損損失	184,530	5,461
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益	△1,124,594	125,811
法人税、住民税及び事業税	5,038	5,038
法人税等調整額	331,500	15,008
当期純利益	△1,461,132	105,765
繰越金（当期首残高）	48,892	40,042
土地再評価差額金取崩額	52,335	36,344
当期未処分剰余金	△1,359,904	182,152

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

剰余金処分計算書

（単位：円）

科目	第96期 平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで	第97期 平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで
当期未処分剰余金	△1,359,904,239	182,152,883
積立金取崩額	1,450,000,000	—
小計	90,095,761	182,152,883
剰余金処分額	50,053,167	132,901,372
利益準備金	—	10,576,585
普通出資に対する配当金	26,053,167	32,209,734
（配当率）	（年2%）	（年2%）
優先出資に対する配当金	24,000,000	24,000,000
（配当率）	（年12%）	（年12%）
優先出資に対する配当金	—	6,115,053
（配当率）	—	（年6%）
特別積立金	—	60,000,000
繰越金（当期末残高）	40,042,594	49,251,511

（注）優先出資に対する配当金は、年12%、6%としておりますが、いずれも1口50円に対し150円のお払込みをいただいており、払込金額に対する配当利回りは年4%、2%となっております。

■ 財務諸表の注記事項

1.貸借対照表の注記事項

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 有形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物　34年 ～ 50年
その他　3年 ～ 20年
5. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零としております。
7. 外貨建資産は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,199百万円であります。
9. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
10. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付会計に関する会計基準の適用指針」（平成27年3月26日）に定める簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。
また、当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
① 制度全体の積立状況に関する事項（平成30年3月31日現在）
年金資産の額　1,669,710百万円
年金財政計算上の数理債務の額
と最低責任準備金の額との合計額　1,806,457百万円
差引額　△136,747百万円
② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合
（自平成30年 3月 1日至平成30年 3月31日）　0.17%
③ 補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高197,854百万円及び別途積立金61,107百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金33百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
11. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
12. 睡眠預金払戻損失引当金（その他の引当金）は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
13. 偶発損失引当金（その他の引当金）は、信用保証協会及び保証会社への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
14. PCB処理費用引当金（その他の引当金）は、処分業者への支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
15. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「資産又は負債に係る金利の受払条件を変換することを目的として利用されている金利スワップが金利変換の対象となる資産又は負債とヘッジ会計の要件を充たしており、かつ、その想定元本、利息の受払条件（利率、利息の受払日等）及び契約期間が当該資産又は負債とほぼ同一である場合には、金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額等を当該資産又は負債に係る利息に加減して処理することができる。」特例処理を行っております。
16. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
17. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額2百万円
18. 有形固定資産の減価償却累計額　2,585百万円
19. 有形固定資産の圧縮記帳額　32百万円
20. 貸出金のうち、破綻先債権額は45百万円、延滞債権額は2,794百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
21. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
22. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,074百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
23. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は3,914百万円であります。
なお、20.から23.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
24. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は792百万円であります。
25. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産　有価証券　2,000百万円
預け金　1,562百万円
担保資産に対応する債務　借入金　2,360百万円
当座借越　一百万円
上記のほか、為替決済、歳入代理店等の取引の担保として、有価証券100百万円及び預け金3,509百万円を差し入れております。
また、その他の資産には、保証金1百万円が含まれております。
26. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日　平成11年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める、地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出しております。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　734百万円
27. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,000百万円が含まれております。
28. 出資1口当たりの純資産額　123円01銭
29. 金融商品の状況に関する事項
（1）金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
その一環として、デリバティブ取引も行っております。
（2）金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引があります。
当金庫では、貸出金の金利リスクヘッジ手段として、ヘッジ対象である金融商品に関わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計、又は、金利スワップを時価評価しない特例処理(オフバランス処理)を適用しております。
(3)金融商品に係るリスク管理体制
①信用リスクの管理
当金庫は、貸付事務取扱規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか審査管理部により行われ、また、定期的に常勤理事会を開催し、審議・報告を行っております。
さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。
有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
②市場リスクの管理
(i)金利リスクの管理
当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、常勤理事会において実施状況の把握確認、今後の対応等の協議を行っております。
日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常勤理事会に報告しております。
なお、ALMにより、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップのデリバティブ取引も行っております。
(ii)為替リスクの管理
当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。
(iii)価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、常勤理事会の監督の下、余裕資金運用基準に従い行われております。
このうち、総合企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
また、事業推進目的で保有している株式については、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。
これらの情報は総合企画部を通じ、常勤理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。
(iv)デリバティブ取引
デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、デリバティブ取引管理規則に基づき実施されております。
(v)市場リスクに係る定量的情報
当金庫では、「有価証券」のうち債券、株式、投資信託及びその他の証券の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。
当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間120日、信頼区間99%、観測期間5年)により算出しており、平成31年3月31日(当事業年度の決算日)現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で786百万円です。
なお、当金庫では、VaRの計測手法の有効性を検証するため、保有期間1日VaRと実際の評価損益の変化額を比較するバックテスティングを日次で実施しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。
また、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「預金積金」、「借用金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引であります。
当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、保有期間1年、過去5年の観測期間で計測される99パーセンタイル値を用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。
当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。
なお、当事業年度末現在、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合の99パーセンタイル値を用いた時価は、398百万円増加するものと把握しております。
当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。
また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
③資金調達に係る流動性リスクの管理
当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

30. 金融商品の時価等に関する事項
平成31年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の算定方法については(注1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1)預け金(*1)	36,331	36,363	31
(2)有価証券			
満期保有目的の債券	12,770	12,747	△ 22
その他有価証券	31,644	31,644	—
(3)貸出金(*1)	107,319		
貸倒引当金(*2)	△ 3,838		
	103,480	107,342	3,861
金融資産計	184,227	188,098	3,870
(1)預金積金(*1)	182,232	182,275	42
(2)借用金(*1)	3,363	3,474	111
金融負債計	185,595	185,750	154
デリバティブ取引(*3) ヘッジ会計が適用されていないもの	(13)	(13)	—
デリバティブ取引計	(13)	(13)	—

(*1)預け金、貸出金、預金積金、借用金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。
(*2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
(*3)その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、(　)で表示しております。
(注1)金融商品の時価等の算定方法
金融資産
(1)預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、無リスク利子率で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。
(2)有価証券
株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。
なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については31.から33.に記載しております。
(3)貸出金
貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。
①　破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)
②　①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
③　①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を無リスク利子率で割り引いた価額
金融負債
(1)預金積金
要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、無リスク利子率を用いております。
(2)借用金
借用金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を無リスク利子率で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。
デリバティブ取引
デリバティブ取引は、金利関連取引(金利スワップ)であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。
(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区　　分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	367
組合出資金(*2)	63
合　　計	430

(*1)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
(*2)組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。
(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金(*)	26,209	3,000	—	—
有価証券	2,585	12,298	9,075	4,093
満期保有目的の債券	495	6,777	5,200	300
その他有価証券のうち満期があるもの	2,090	5,521	3,875	3,793
貸出金(*)	20,768	30,624	20,990	23,815
合　　計	49,562	45,922	30,065	27,908

(*)預け金及び貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。
(注4)借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(*)	76,414	20,845	18	2,453
借用金	1,483	1,331	503	45
合　　計	77,897	22,176	521	2,498

(*)期間の定めがないものは含めておりません。
31. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。
満期保有目的の債券　(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	社債	900	903	3
	その他	4,102	4,149	46
	小計	5,002	5,052	49
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社債	2,472	2,472	—
	その他	5,294	5,221	△72
	小計	7,767	7,694	△72
合　　計		12,770	12,747	△22

その他有価証券　(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	37	26	11
	債券	10,992	10,689	303
	国債	2,353	2,307	45
	地方債	824	799	24
	社債	7,814	7,581	233
	その他	9,634	9,137	496
	小計	20,665	19,853	811
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	23	31	△7
	債券	—	—	—
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	10,955	11,641	△685
	小計	10,979	11,672	△692
合　　計		31,644	31,526	118

32. 当事業年度中に売却したその他有価証券　(単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株　式	15	4	—
債　券	1,601	10	0
国　債	1,574	10	0
地方債	—	—	—
社　債	26	—	—
その他	2,159	0	343
合　　計	3,775	16	343

33. 減損処理を行った有価証券
有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べ著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。
なお、当事業年度における減損処理額はありません。
34. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。この契約に係る融資未実行残高は、33,473百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが33,473百万円あります。
なお、この契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。この契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
35. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。
繰延税金資産

税務上の繰越欠損金(注1)	1,330百万円
貸倒引当金	1,744百万円
減価償却費	119百万円
退職給付引当金	110百万円
貸出金償却	104百万円
減損損失	55百万円
その他	156百万円
繰延税金資産小計	3,620百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注1)	△1,328百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,244百万円
評価性引当額小計	△3,573百万円
繰延税金資産合計	47百万円
繰延税金負債合計	—
繰延税金資産の純額	47百万円

(注1)税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
当事業年度(平成31年3月31日)　(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(*1)	—	3	1,326	1,330
評価性引当額	—	△1	△1,326	△1,328
繰延税金資産	—	2	—	(*2)2

(*1)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。
(*2)税務上の繰越欠損金1,330百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産2百万円を計上しております。この税務上の繰越欠損金は、主として貸倒引当金の無税化により生じたものであります。当該税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産については、将来の課税所得の見込み等により回収可能と判断しております。
36. 表示方法の変更
企業会計基準第28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当事業年度から適用し、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当額の合計額を除く。)及び同注解(注9)に記載された内容を追加しております。

2. 損益計算書の注記事項

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たり当期純利益金額　　2円36銭
3. 「その他の経常収益」には、PCB処理費用引当金戻入66,545千円、睡眠預金関係3,072千円等が含まれております。
4. 「その他の経常費用」には、責任共有制度に伴う信用保証協会への負担金支払額32,568千円、債権売却損失6,214千円等を含んでおります。
5. 当期において、以下の資産について減損損失を計上しております。

地　域	主 な 用 途	種　類	減損損失(千円)
米子市	所有不動産	土地	1,918
松江市	所有不動産	土地	1,789
安来市	営業用店舗1ヵ店	土地	1,752
合　計			5,461

営業用店舗については各営業店、あるいは母店・子店の関係にある営業用店舗については母店・子店一体として、また、所有不動産は旧店舗をグルーピングの最小単位としております。本部については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。
結果、営業利益減少によるキャッシュフローの低下、資産の用途変更、時価の下落により資産グループ4ヵ所の 帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額5,461千円を「減損損失」として特別損失に計上しております。
なお、当期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、当金庫不動産評価システム、または固定資産税評価額に処分費用見込額を考慮して算定しております。

平成30年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和元年6月27日
米子信用金庫　　理事長　青砥　隆志

■ 報酬体系について

1. 対象役員
当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。
（1）報酬体系の概要
【基本報酬及び賞与】
非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。
そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。
【退職慰労金】
退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。
なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。
a.決定方法
（2）平成30年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

（単位：百万円）

区　　分	支 払 総 額
対象役員に対する報酬等	７５

（注）1.対象役員に該当する理事は6名、監事は1名です（期中に退任した者を含む）。
2.上記の内訳は、「基本報酬」72百万円、「賞与」－百万円、「退職慰労金」2百万円となっております。
なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。
「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

（3）その他
「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第3条第1項第3号及び第5号並びに第2項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等
当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、平成30年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

（注）1.対象職員等には、期中に退任･退職した者も含めております。
2.「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、平成30年度においては、該当する会社はありませんでした。
3.「同等額」は 、平成30年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
4.平成30年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

以上

独立監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

令和元年5月28日

米子信用金庫
理事会　　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　松嶋 康介 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　三宅　昇 ㊞

当監査法人は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、米子信用金庫の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
金庫と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監事会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

私たち監事は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第97期事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1．監査の方法及びその内容
各監事は、監事監査基準に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方針、監査計画等に従い、理事、内部監査部門その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
① 理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部･本支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。
② 業務報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他信用金庫の業務の適正を確保するために必要なものとして信用金庫法施行規則第23条に定める体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、理事及び職員等からその構築及び運用の状況について必要に応じて説明を求めました。
③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る業務報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案）及び附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果
（1）業務報告等の監査結果
①業務報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、米子信用金庫の状況を正しく示しているものと認めます。
②理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
③内部統制システムに関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する業務報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人･有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和元年5月28日

米子信用金庫

常勤監事　山　崎　　武 ㊞
監　　事　川　中　修　一 ㊞
監　　事　宮　永　秀　昭 ㊞

（注）監事 宮永秀昭は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事であります。

■ 預金に関する指標

預金科目別平均残高

（単位：百万円　%）

科　　目	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	平均残高	構成比
当　座　預　金	3,198	1.69	3,067	1.63	2,917	1.57
普　通　預　金	67,097	35.63	71,761	38.13	75,702	40.86
貯　蓄　預　金	1,033	0.54	1,034	0.54	1,042	0.56
通　知　預　金	795	0.42	880	0.46	880	0.47
その他流動性預金	441	0.23	464	0.24	453	0.24
流　動　性　預　金	72,566	38.53	77,207	41.03	80,996	43.72
定　期　預　金	112,642	59.82	107,978	57.38	101,453	54.76
定　期　積　金	3,087	1.63	2,968	1.57	2,811	1.51
定　期　性　預　金	115,729	61.46	110,947	58.96	104,264	56.27
合　　計	188,296	100.00	188,155	100.00	185,261	100.00
譲　渡　性　預　金	—	—	—	—	—	—
総　合　計	188,296	100.00	188,155	100.00	185,261	100.00

定期預金残高の区分

（単位：百万円　%）

	平成29年3月末		平成30年3月末		平成31年3月末	
	残　高	構成比	残　高	構成比	残　高	構成比
固定金利定期預金	112,752	99.97	104,522	99.97	97,992	99.96
変動金利定期預金	19	0.01	25	0.02	30	0.03
その他の定期預金	3	0.00	3	0.00	1	0.00
合　　計	112,775	100.00	104,550	100.00	98,024	100.00

預金者別残高

（単位：百万円　%）

科　　目	平成29年3月末		平成30年3月末		平成31年3月末	
	残　高	構成比	残　高	構成比	残　高	構成比
個　人	149,911	79.28	149,351	80.69	147,347	80.85
法　人　一般法人	32,661	17.27	33,533	18.11	33,101	18.16
金融機関	58	0.03	55	0.03	39	0.02
公　　金	6,458	3.41	2,150	1.16	1,745	0.95
合　　計	189,090	100.00	185,090	100.00	182,232	100.00
会　員	61,532	32.54	65,150	35.19	65,766	36.08
会員外	127,557	67.45	119,940	64.80	116,466	63.91

職員一人当たり及び一店舗当たり預金残高

（単位：百万円）

	平成29年3月末	平成30年3月末	平成31年3月末
職員一人当たり預金残高	909	925	911
一店舗当たり預金残高	12,606	12,339	12,148

（注）預金には譲渡性預金を含んでおります。

■ 貸出金等に関する指標

貸出金科目別平均残高

（単位：百万円　%）

科目	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	平均残高	構成比
割引手形	570	0.53	522	0.48	552	0.52
手形貸付	4,405	4.13	5,194	4.79	5,015	4.76
証書貸付	91,435	85.86	92,497	85.37	89,444	84.93
当座貸越	10,071	9.45	10,122	9.34	10,302	9.78
合計	106,483	100.00	108,336	100.00	105,314	100.00

固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金残高

（単位：百万円　%）

		平成29年3月末		平成30年3月末		平成31年3月末	
		残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比
固定金利貸出		56,371	50.72	56,642	51.27	55,534	51.74
変動金利貸出		54,754	49.27	53,830	48.72	51,784	48.25
	うち短プラ連動	53,172	47.84	52,476	47.50	50,571	47.12
	うち長プラ連動	1,581	1.42	1,354	1.22	1,213	1.13
合計		111,125	100.00	110,472	100.00	107,319	100.00

業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合

（単位：件　百万円　%）

業種	平成30年3月末			平成31年3月末		
	先数	残高	構成比	先数	残高	構成比
製造業	190	7,278	6.58	188	6,574	6.12
農業、林業	9	34	0.03	11	27	0.02
漁業	5	291	0.26	5	221	0.20
鉱業、採石業、砂利採取業	1	52	0.04	1	122	0.11
建設業	358	6,891	6.23	362	7,036	6.55
電気・ガス・熱供給・水道業	12	573	0.51	12	531	0.49
情報通信業	8	340	0.30	8	237	0.22
運輸業、郵便業	52	1,801	1.63	50	1,631	1.51
卸売業、小売業	394	9,965	9.02	395	9,714	9.05
金融業、保険業	16	5,155	4.66	13	2,906	2.70
不動産業	300	21,708	19.65	295	20,718	19.30
物品賃貸業	5	255	0.23	4	109	0.10
学術研究、専門・技術サービス業	33	968	0.87	34	904	0.84
宿泊業	18	7,060	6.39	20	6,964	6.48
飲食業	200	2,584	2.33	199	2,562	2.38
生活関連サービス業、娯楽業	130	1,626	1.47	127	1,540	1.43
教育、学習支援業	23	1,090	0.98	23	1,028	0.95
医療、福祉	67	4,170	3.77	66	4,288	3.99
その他のサービス	161	4,809	4.35	171	3,963	3.69
小計	1,982	76,658	69.39	1,984	71,082	66.23
地方公共団体	8	9,021	8.16	8	10,126	9.43
個人	8,504	24,791	22.44	8,187	26,109	24.32
合計	10,494	110,472	100.00	10,179	107,319	100.00
会員		91,384	82.72		89,174	83.09
会員外		19,087	17.27		18,144	16.90

消費者ローン・住宅ローン残高

（単位：百万円）

区分	平成29年3月末	平成30年3月末	平成31年3月末
消費者ローン	3,089	3,493	3,664
住宅ローン	15,027	16,710	17,752

担保の種類別の貸出金残高

（単位：百万円　%）

区分	平成29年3月末		平成30年3月末		平成31年3月末	
	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比
当金庫預金積金	1,220	1.09	1,022	0.92	1,075	1.00
有価証券	—	—	—	—	—	—
動産	—	—	—	—	—	—
不動産	47,029	42.32	48,633	44.02	48,416	45.11
その他	600	0.53	600	0.54	600	0.55
小計	48,849	43.95	50,256	45.49	50,091	46.67
信用保証協会・信用保険	20,528	18.47	20,786	18.81	20,602	19.19
保証	9,992	8.99	9,488	8.58	9,114	8.49
信用	31,754	28.57	29,941	27.10	27,509	25.63
合計	111,125	100.00	110,472	100.00	107,319	100.00

担保の種類別の債務保証見返額

（単位：百万円　%）

区分	平成29年3月末		平成30年3月末		平成31年3月末	
	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比
当金庫預金積金	—	—	—	—	—	—
有価証券	—	—	—	—	—	—
動産	—	—	—	—	—	—
不動産	457	65.03	802	66.59	1,394	68.07
その他	—	—	—	—	—	—
小計	457	65.03	802	66.59	1,394	68.07
信用保証協会・信用保険	21	3.05	16	1.39	51	2.53
保証	5	0.75	3	0.30	2	0.12
信用	219	31.14	382	31.70	599	29.26
合計	704	100.00	1,205	100.00	2,048	100.00

使途別の貸出金残高

（単位：百万円　%）

区分	平成29年3月末		平成30年3月末		平成31年3月末	
	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比
設備資金	50,516	45.45	53,388	48.32	51,858	48.32
運転資金	60,609	54.54	57,083	51.67	55,460	51.67
合計	111,125	100.00	110,472	100.00	107,319	100.00

職員一人当たり及び一店舗当たり貸出金残高

（単位：百万円）

	平成29年3月末	平成30年3月末	平成31年3月末
職員一人当たり貸出金残高	534	552	536
一店舗当たり貸出金残高	7,408	7,364	7,154

預貸率の期末値及び期中平均値

（単位：%）

		平成29年3月期	平成30年3月期	平成31年3月期
預貸率	期末残高	58.76	59.68	58.89
	平均残高	56.55	57.57	56.84

（注）預金には譲渡性預金を含んでおります。

■ 有価証券に関する指標

商品有価証券の種類別の平均残高

該当ありません

有価証券の種類別の残高

（単位：百万円）

	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国債	4,547	4,558	3,135	3,204	2,353	2,885
地方債	1,036	1,778	930	906	824	821
社債	11,892	13,477	11,141	10,841	11,187	10,625
株式	402	447	412	404	429	420
外国証券	5,223	6,040	6,268	5,479	14,361	11,061
その他の証券	19,911	21,005	16,642	18,587	15,689	17,469
合計	43,014	47,308	38,530	39,424	44,846	43,284

有価証券の残存期間別残高

（単位：百万円）

平成29年3月期	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	501	2,005	—	—	1,032	1,008	—	4,547
地方債	100	100	—	836	—	—	—	1,036
社債	2,648	1,760	1,769	2,550	1,729	1,434	—	11,892
株式	—	—	—	—	—	—	402	402
外国証券	500	503	1,206	820	2,192	—	—	5,223
その他の証券	85	1,522	500	1,645	15,033	492	631	19,911
合計	3,834	5,892	3,476	5,853	19,987	2,935	1,034	43,014

平成30年3月期	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	—	2,005	—	—	—	1,129	—	3,135
地方債	100	—	620	209	—	—	—	930
社債	852	1,689	3,319	3,009	813	1,457	—	11,141
株式	—	—	—	—	—	—	412	412
外国証券	502	2,202	207	1,233	1,821	300	—	6,268
その他の証券	1	33	668	3,667	11,647	—	623	16,642
合計	1,456	5,931	4,816	8,120	14,282	2,886	1,036	38,530

平成31年3月期	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	2,005	—	—	—	—	347	—	2,353
地方債	—	—	824	—	—	—	—	824
社債	635	1,579	5,223	1,579	759	1,410	—	11,187
株式	—	—	—	—	—	—	429	429
外国証券	300	1,806	4,107	2,917	4,618	300	—	14,050
その他の証券	1	31	1,163	6,918	6,940	—	945	16,000
合計	2,943	3,417	11,318	11,414	12,319	2,057	1,374	44,846

預証率の期末値及び期中平均値

（単位：%）

		平成29年3月期	平成30年3月期	平成31年3月期
預証率	期末残高	22.74	20.81	24.60
	平均残高	25.12	20.95	23.36

※預証率＝有価証券残高（平残）÷預金残高（平残）×100　（注）預金には譲渡性預金を含んでおります。

有価証券・金銭の信託の評価損益

（1）有価証券

①満期保有目的の債券で時価のあるもの

（単位：百万円）

	種類	平成29年3月末			平成30年3月末			平成31年3月末		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	600	602	2	900	903	3
	その他	1,109	1,127	17	1,907	1,921	13	4,102	4,149	46
	小計	1,109	1,127	17	2,507	2,523	15	5,002	5,052	49
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	社債	1,019	1,019	—	2,047	2,047	—	2,472	2,472	—
	その他	800	781	△18	1,100	1,095	△4	5,294	5,221	△72
	小計	1,819	1,801	△18	3,148	3,143	△4	7,767	7,694	△72
合計		2,929	2,928	△1	5,655	5,666	10	12,770	12,747	△22

（注）1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。 2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

②その他有価証券で時価のあるもの

（単位：百万円）

	種類	平成29年3月末			平成30年3月末			平成31年3月末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	31	26	5	38	26	12	37	26	11
	債券	15,359	15,016	342	12,330	12,027	303	10,992	10,689	303
	国債	3,874	3,813	61	3,135	3,090	44	2,353	2,307	45
	地方債	1,036	999	36	930	899	30	824	799	24
	社債	10,448	10,203	244	8,265	8,037	228	7,814	7,581	233
	その他	6,171	5,894	277	7,647	7,294	352	9,634	9,137	496
	小計	21,562	20,937	625	20,016	19,348	667	20,665	19,853	811
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	23	31	△ 7	26	31	△ 4	23	31	△ 7
	債券	1,097	1,112	△14	228	228	△ 0	—	—	—
	国債	672	687	△14	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	社債	424	424	△0	228	228	△ 0	—	—	—
	その他	17,027	18,110	△1,082	12,197	13,495	△1,297	10,955	11,641	△685
	小計	18,149	19,253	△1,104	12,452	13,755	△1,302	10,979	11,672	△692
合計		39,712	40,191	△479	32,469	33,104	△634	31,644	31,526	118

（注）1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。 2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

③時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

（単位：百万円）

	平成29年3月末	平成30年3月末	平成31年3月末
子会社株式の貸借対照表計上額	—	—	—
非上場株式の貸借対照表計上額	347	347	367
投資事業組合出資金の貸借対照表計上額	25	57	63

（注）「売買目的有価証券」、「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については該当ありません。

（2）金銭の信託　　該当ありません

（3）第102条第1項第5号に掲げる取引（金融先物取引、デリバティブ取引等）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（1）金利関連取引

（単位：百万円）

		種類	契約額	契約額のうち1年超のもの	時価	評価損益
店頭	平成29年3月末	金利スワップ受取変動・支払固定	464	455	△14	5
	平成30年3月末	金利スワップ受取変動・支払固定	1,132	1,108	△11	2
	平成31年3月末	金利スワップ受取変動・支払固定	1,054	1,015	△13	△2

（注）1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

（1）金利関連取引

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法		種類	ヘッジ対象	契約額	契約額のうち1年超のもの	時価
金利スワップの特例処理	平成29年3月末	金利スワップ受取変動・支払固定	貸出金	438	367	△2
	平成30年3月末	金利スワップ受取変動・支払固定	貸出金	722	676	△1
	平成31年3月末	金利スワップ受取変動・支払固定	貸出金	653	628	△2

（注）1. 上記取引については特例処理を行っております。
2. 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

■ 主要な業務の状況を示す指標

業務粗利益

（単位：千円、%）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
資金運用収益	2,901,815	2,658,355	2,513,106
資金調達費用	141,017	124,985	91,411
資金運用収支	2,760,798	2,533,370	2,421,694
役務取引等収益	285,629	304,778	299,237
役務取引等費用	245,531	244,409	250,777
役務取引等収支	40,098	60,368	48,460
その他業務収益	55,859	52,709	41,731
その他業務費用	265,615	261,654	349,128
その他業務収支	△ 209,755	△ 208,945	△ 307,396
業務粗利益	2,591,141	2,384,793	2,162,758
業務粗利益率(%)	1.32	1.21	1.12

(注)資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用を控除して表示しております。
業務粗利益率＝業務粗利益÷資金運用勘定平均残高×100

資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り

（単位：平均残高・百万円、利息・千円、利回り・%）

種類	年度	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	28年度	195,686	2,901,815	1.48
	29年度	196,743	2,658,355	1.35
	30年度	192,669	2,513,106	1.30
うち貸出金	28年度	106,483	2,123,388	1.99
	29年度	108,336	2,089,338	1.92
	30年度	105,314	2,039,259	1.93
うち預け金	28年度	40,378	58,580	0.14
	29年度	48,271	58,961	0.12
	30年度	43,359	50,835	0.11
うち有価証券	28年度	47,308	699,081	1.47
	29年度	39,424	489,775	1.24
	30年度	43,284	402,731	0.93
資金調達勘定	28年度	191,647	141,017	0.07
	29年度	193,111	124,985	0.06
	30年度	189,621	91,411	0.04
うち預金積金	28年度	188,296	97,783	0.05
	29年度	188,155	82,447	0.04
	30年度	185,261	53,466	0.02
うち譲渡性預金	28年度	—	—	—
	29年度	—	—	—
	30年度	—	—	—
うち借用金	28年度	3,342	37,426	1.11
	29年度	4,841	37,173	0.76
	30年度	4,246	33,085	0.77

(注)資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高（28年度55百万円、29年度57百万円、30年度58百万円）を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高（28年度106百万円、29年度ー百万円、30年度ー百万円）および費用（28年度77千円、29年度ー千円、30年度ー千円）をそれぞれ控除して表示しております。

利鞘

（単位：%）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
預金貸出金利鞘	0.75	0.72	0.78
資金利鞘	1.41	1.29	1.26
総資金利鞘	0.24	0.16	0.15
資金運用利回り	1.48	1.35	1.30
資金調達原価率	1.24	1.19	1.15

(注) 1.資金利鞘＝資金運用利回りー資金調達利回り
2.総資金利鞘は、資金運用利回りから資金調達原価率を差し引いたもので、金融機関の収益性を見る重要な指標です。
3.資金運用利回りは、資金運用から生じた受入利息収益等を資金運用勘定平均残高で除して計算します。
4.資金調達原価率は、資金調達から発生する支払利息費用等に経費を加算し、これを資金調達勘定の平均残高で除して計算します。

受取利息及び支払利息の増減

（単位：千円）

	平成29年度			平成30年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	15,644	△ 259,104	△ 243,460	△ 54,999	△ 90,250	△ 145,249
うち貸出金	36,875	△ 70,925	△ 34,050	△ 58,022	7,943	△ 50,079
うち預け金	11,050	△ 10,669	381	△ 5,894	△ 2,232	△ 8,126
うち有価証券	△ 115,895	△ 93,411	△ 209,306	47,864	△ 134,908	△ 87,044
支払利息	1,025	△ 17,057	△ 16,032	△ 2,094	△ 31,480	△ 33,574
うち預金積金	△ 71	△ 15,265	△ 15,336	△ 1,158	△ 27,823	△ 28,981
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借用金	16,639	△ 16,892	△ 253	△ 4,522	434	△ 4,088

(注) 残高および利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減に含めております。
支払利息は、金銭の信託運用見合費用を控除しております。

総資産経常利益率

（単位：%）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
総資産経常利益率	0.07	△0.43	0.05

(注)総資産経常利益率＝経常利益÷総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

総資産当期純利益率

（単位：%）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
総資産当期純利益率	0.05	△0.72	0.05

(注)総資産当期純利益率＝当期純利益÷総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

■ 会員数・出資金

	平成29年3月末	平成30年3月末	平成31年3月末
会員数（人）	15,584	15,958	16,001
普通出資金（百万円）	1,120	1,470	1,890
優先出資金（百万円）	300	300	600
普通出資配当率（%）	2	2	2
優先出資配当率（%）	12	12	12、6

■ 職員の状況

	平成29年3月末	平成30年3月末	平成31年3月末
職員総数（人）	208	200	200
うち男子	147	138	125
うち女子	61	62	75
平均年齢（歳）	40歳6ヵ月	40歳6ヵ月	40歳7ヵ月
平均勤続年数（年）	14年9ヵ月	15年0ヵ月	15年3ヵ月
採用人数（人）	14	8	10

■ リスク管理債権の状況

1. 破綻先債権・延滞債権に対する担保・保証および引当金の引当・保全状況

（単位：百万円）

区　　分	平成29年度	平成30年度
破綻先債権額(A)	91	45
延滞債権額(B)	3,569	2,794
合計(C)=(A)+(B)	3,661	2,840
担保・保証額(D)	2,308	1,857
回収に懸念がある債権額(E)=(C)−(D)	1,352	982
個別貸倒引当金(F)	1,082	717
引当率(G)=(F)／(E)×100	80.05%	72.98%
保全率=((D)+(F))／(C)×100	92.63%	90.65%

2. 3カ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権に対する担保・保証および引当金の引当状況

（単位：百万円）

区　　分	平成29年度	平成30年度
3カ月以上延滞債権額(H)	—	—
貸出条件緩和債権額(I)	989	1,074
合計(J)=(H)+(I)	989	1,074
担保・保証額(K)	287	311
回収に管理を要する債権額(L)=(J)−(K)	701	762
貸倒引当金(M)	140	151
引当率(N)=(M)／(L)×100	19.97%	19.85%
保全率=((K)+(M))／(J)×100	43.20%	43.08%

3.リスク管理債権の合計額

（単位：百万円）

区　　分	平成29年度	平成30年度
(C)+(J)	4,650	3,914

（注）1.「破綻先債権」(A)とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（未収利息不計上貸出金）のうち、次の①から⑤のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
①更生手続開始の申立てがあった債務者
②再生手続開始の申立てがあった債務者
③破産手続開始の申立てがあった債務者
④特別清算開始の申立てがあった債務者
⑤手形交換所による取引停止処分を受けた債務者
2.「延滞債権」(B)とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金
3.「3ヵ月以上延滞債権」(H)とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
4.「貸出条件緩和債権」(I)とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行なった貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
5.なお、これらの開示額(A,B,H,I)は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当している個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
6.「担保・保証額」(D,K)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
7.「個別貸倒引当金」(F)は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、破綻先債権額(A)・延滞債権額(B)に対して個別に引当計上した額の合計額です。
8.「貸倒引当金」(M)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、3カ月以上延滞債権額(H)・貸出条件緩和債権額(I)に対して引当した額を記載しております。

■ 金融再生法開示債権

（単位：百万円、%）

区　　分			開示残高(a)	保全額(b)	担保・保証等による回収見込額(c)	貸倒引当金(d)	保全率(b)／(a)	引当率(d)／(a−c)
金融再生法上の不良債権		平成29年度	4,751	3,914	2,691	1,223	82.39	59.38
		平成30年度	3,991	3,131	2,262	868	78.44	50.23
	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成29年度	849	849	687	161	100.00	100.00
		平成30年度	578	578	483	95	100.00	100.00
	危険債権	平成29年度	2,912	2,637	1,716	921	90.56	77.01
		平成30年度	2,339	2,089	1,468	621	89.35	71.40
	要管理債権	平成29年度	989	427	287	140	43.20	19.97
		平成30年度	1,074	462	311	151	43.08	19.85
正常債権		平成29年度	107,104					
		平成30年度	105,533					
合計		平成29年度	111,855					
		平成30年度	109,525					

（注）1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3.「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
4.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
5.「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

■ 貸倒引当金等

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

	平成29年度		平成30年度	
	残　高	増減額	残　高	増減額
一般貸倒引当金	3,155	310	3,121	△ 33
個別貸倒引当金	1,098	45	734	△ 364
合　　計	4,253	355	3,855	△ 398

貸出金償却の額

（単位：百万円）

	平成29年度	平成30年度
貸出金償却額	131	49

■開示項目一覧

このディスクロージャー資料は、信用金庫法施行規則に基づいて作成しておりますが、その基準における項目は以下のページに記載しています。

金庫の概況及び組織に関する事項
- ●事業の組織 …… P 9
- ●理事･監事の氏名及び役職名 …… P 9
- ●事務所の名称及び所在地 …… P46

金庫の主要な事業の内容 …… P 2

金庫の主要な事業に関する事項
- (1)直近の事業年度における事業の概況 …… P29
- (2)直近の5事業年度における主要な事業の状況 …… P29
  - 経常収益･経常利益･当期純利益･
  - 出資総額及び出資総口数･純資産額･総資産額･
  - 預金積金残高･貸出金残高･有価証券残高
  - 自己資本比率･出資に対する配当金･職員数
- (3)直近の2事業年度における事業の状況
- ●主要な業務の状況を示す指標
  - 業務粗利益及び業務粗利益率 …… P41
  - 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支 …… P41
  - 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り …… P41
  - 資金利鞘 …… P42
  - 受取利息及び支払利息の増減 …… P42
  - 総資産経常利益率、総資産当期純利益率 …… P42
- ●預金に関する指標
  - 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、その他の預金の平均残高 …… P36
  - 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高 …… P36
- ●貸出金等に関する指標
  - 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高 …… P37
  - 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金残高 …… P37
  - 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 …… P37
  - 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額 …… P38
  - 使途別の貸出金残高 …… P38
  - 預貸率の期末値及び期中平均値 …… P38
- ●有価証券に関する指標
  - 商品有価証券の種類別の平均残高 …… P39
  - 有価証券の種類別の残高 …… P39
  - 有価証券の残存期間別残高 …… P39
  - 預証率の期末値及び期中平均値 …… P39

金庫の事業の運営に関する事項
- ●リスク管理の体制
  - 自己資本の充実の状況等 …… P17～P25
- ●法令遵守の体制 …… P25､P26
- ●中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みの状況 …… P 4～P 8
- ●金融ADR制度への対応 …… P27

金庫の直近の2事業年度における財産の状況
- ●貸借対照表 …… P30
- ●損益計算書、剰余金処分計算書 …… P31
- ●貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 …… P43
  - 破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権、貸出条件緩和債権
- ●次に掲げるものに関する取得価格又は契約価格、時価及び評価損益 …… P40
  - 有価証券、金銭の信託、規則第102条第1項第5号に掲げる取引
- ●貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 …… P44
- ●貸出金償却の額 …… P44
- ●法第38条の2第3項の規定に基づく会計監査報告書 …… P35
- ●報酬等に関する事項 …… P35

※連結情報はありません。

店外現金自動機設備一覧 令和元年7月1日現在

鳥取県	米子高島屋	米子市角盤町1丁目30
	米子天満屋	米子市西福原2丁目1−10
	まるごう両三柳店	米子市両三柳4530−3
	イオン米子駅前店	米子市末広町311
	マルイ安倍店	米子市安倍103−1
	米子市役所	米子市加茂町1丁目1
	米子陸上自衛隊	米子市両三柳2603
	まるごう弓ヶ浜店	米子市夜見町3077
	まるごう東福原店	米子市東福原6丁目11−7
	スーパーセンターホック皆生店	米子市皆生4丁目7−15
	スーパーセンターホック安倍店	米子市彦名町24
	まるごう米子南店	米子市陽田町36−1
	マルイ車尾店	米子市車尾3丁目1166
	今井書店錦町店	米子市錦町3丁目90
	ホープタウン	米子市米原2丁目1−1
	フレスポ伯耆	西伯郡伯耆町大殿952
	イオン日吉津店	西伯郡日吉津村日吉津1160−1
	PLANT−5境港店	境港市竹内団地276
島根県	安来プラーナ	安来市安来町761−4
	スーパーマートサンアイ東出雲店	松江市東出雲町揖屋799-1
	イオン松江店	松江市東朝日町151
	イオン菅田店	松江市学園2−9−39

自動機器設置状況(単位:台)

	店内	店外	合計
ATM	25	20	45
CD	0	2	2

営業地区一覧

鳥取県 米子市、境港市、南部町、伯耆町、日吉津村、大山町、江府町、日野町、日南町、琴浦町、北栄町(旧北条町を除く)

島根県 松江市、安来市、出雲市(旧佐田町、多伎町、湖陵町を除く)、隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村

YONAGO SHINKIN DISCLOSURE 2019

YONAGO SHINKIN 2019

店舗所在地

令和元年7月1日現在

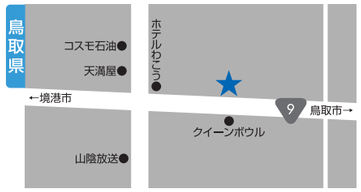

本店営業部 米子市東福原2丁目5−1
☎0859-33-1245 FAX.0859-33-1301

本町支店 米子市東倉吉町40
☎0859-22-5111 FAX.0859-32-5905

東支店・南出張所(店舗内店舗)
米子市富士見町1丁目15
☎0859-22-2278 FAX.0859-32-8538

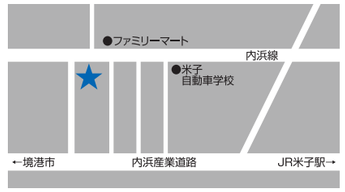

西支店 米子市旗ヶ崎2丁目20-37
☎0859-22-3183 FAX.0859-22-3194

北支店 米子市東福原6丁目12−9
☎0859-34-0521 FAX.0859-34-0619

弓ヶ浜支店 米子市夜見町1925−3
☎0859-24-0522 FAX.0859-24-0959

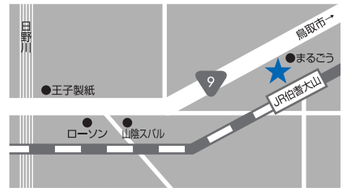

日野橋支店 米子市蚊屋200−53
☎0859-27-5711 FAX.0859-27-5757

淀江支店 米子市淀江町淀江566−7
☎0859-56-2721 FAX.0859-56-2722

境港支店 境港市元町114
☎0859-44-4321 FAX.0859-44-4322

赤碕出張所 東伯郡琴浦町赤碕1099−1
☎0858-55-0621 FAX.0858-55-7068

松江支店・松江北支店(店舗内店舗)
松江市灘町1-7 松江プラザビル6F
松江支店☎0852-23-7711 松江北支店☎0852-24-3711
両店舗共通 FAX.0852-23-7712

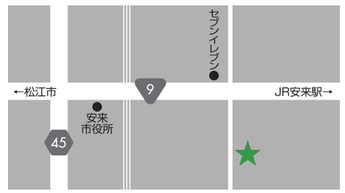

安来支店 安来市安来町1137−3
☎0854-22-2660 FAX.0854-22-2656

東出雲支店 松江市東出雲町錦新町7丁目1-3
☎0852-52-2323 FAX.0852-52-2324

[本部] 米子市東福原2丁目5−1 ☎0859-33-1241

- ●お客様相談室 0120-475-818
- ●ローン･資産運用等ご相談窓口 0120-475-005 FAX.0120-475-160

YONAGO SHINKIN DISCLOSURE 2019